



Title	応用会話分析研究2025：制度的会話としての米議会公聴会（冊子）
Author(s)	
Citation	言語文化共同研究プロジェクト．2026, 2025
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/104926
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

言語文化共同研究プロジェクト2025

応用会話分析研究2025

—制度的会話としての米議会公聴会—

岡 田 悠 佑

古 川 敏 明

平 本 美 恵

福 島 玲 枝

菊 池 春 花

大阪大学大学院人文学研究科言語文化学専攻

2026

言語文化共同研究プロジェクト 2025

応用会話分析研究 2025

—制度的会話としての米議会公聴会—

目次

岡田悠佑

米議会公聴会における議論転換装置としての“but”から始まる転覆的拡張発話.....1

古川敏明

「呈示的」空間と責任追及の相互行為
—国会事故調における法技術的实践と応答の再定式化—.....15

平本美恵

Answering without Answering: Equivocation and Accountability in a Post-Fukushima Public Hearing.....25

福島玲枝

数をめぐる再定式化の实践—米国公聴会における議員による追及の組織化.....40

菊池春花

対照的カテゴリー化の实践を用いた認識と責任の下方修正.....51

米議会公聴会における議論転換装置としての“but”から始まる転覆的拡張発話

岡田 悠佑

1. はじめに

参与者の利害が絡む米議会公聴会は、対面している参与者との相互行為であるだけでなくメディアの向こう側にいる視聴者のためにも、自身や対話相手に特定の印象を刻む試みがなされる相互行為でもある (Blaney, et al., 2002; Giglioni, 2020; Guitar, et al., 2022)。そのため、自身の再選を目指してアピールが必要な議員たちは、制度的に与えられたターン取得の権利を用いて、自身と証人の印象を操作する相互行為方法を探ることが明らかにされている。それは、特定の形式以外での回答を質問からの逃避とする質問デザイン (Kaur, 2022) や第三位置でのメタコメントでの証人の応答内容の逃避的性格の明示 (Caldwell & Raclaw, 2023)、証人の応答内容に対する第三位置での委員の否定的感情表出による証人の倫理性の問題化 (Okada, 2019)、証人を非難する発言後に証人ではなく委員長に発言権を戻すことによる証人の反論機会の剥奪と非難対象の事実化 (岡田, 2025) といったものである。こうした証人への責め立てによって、議員は自身の有能性をアピールしている。しかし、米議会公聴会は政治パフォーマンスの場であると同時に、間接的な法制度の場でもある。各種議会委員会が取り組む課題に向けて行われる公聴会での証人からの証言は委員会による法律策定に影響するものでもあるため (Heishusen, 2026)、証人からの聞き取りには公平さが求められるだろう (Eades, 2010; Ehrlich, Eades, & Ainsworth, 2016 参照)。しかしながら、これまでに法の社会言語学的観点から、米議会公聴会での相互行為を研究したものは管見の限り見当たらない。

これまでの法の社会言語学研究では、警官が市民に取り調べを行う際に得た同意がいかに関談話の中で強要されたものであるのか (Ainsworth, 2016; Eades, 2016) など、制度的権力を持つ側の権力の濫用の問題性が指摘されている。米議会公聴会においても、政治パフォーマンスを追求するあまりに、制度性を濫用して証人の証言をなおざりにして印象操作に耽り、そこで構築された印象が法律制定につながるようなこととなれば、それは不正義の談話実践として非難されるべきだろう (Eades, 2010; Ehrlich, Eades, & Ainsworth, 2016 参照)。では、証人に反論を許し議論を展開させるような、相互行為の一般的規範と証人の証言を聞くという制度的義務を尊重した形での政治パフォーマンス (Blaney, et al., 2002; Giglioni, 2020; Guitar, et al., 2022) を、議員はどのように達成するのだろうか、またそういったことはそもそもありうるのだろうか。これらの問いはこれまでの相互行為的視座からの研究では対象とはなっていない。そこで本研究では、日常会話やディベートでも用いられる転覆的拡張発話 (Bolden, Hepburn & Potter, 2019) という対話相手の印象操作を展開する相互行為手続きを対象とし、議員によるこの手続きが公聴会という場面でどのように展開するのかを、会話分析を用いて明らかにする。そして米議会公聴会という談話実践が単なる政治パフォーマンスの場なのか、それとも公平さを保って本来の制度的目的を達成しうる場なのかを考察する。

2. 先行研究

転覆的拡張発話 (subversive increment) は、先立つターン構成ユニットに文法的に従属して付け加えられ、そのターン構成ユニットを拡張する発話 (Couper-Kuhlen & Ono, 2007, Schegloff,

2016) の 1 種である。例えば、『子ども科学電話相談』という NHK ラジオの番組内からの次の抜粋では、8 行目の O の「ですか?」が拡張発話に当たる。

抜粋 1

- 1 O: =°でも°ロボットに悪い子はいないって き-聞いて, .hhh びっくり
2 し(h)ま(h)し[た(h)
3 S: [ふふふふ
4 O: そうなんだ:. でも, .hh こちらの, 気持ちを, (.) 受け止めて
5 くないロボットさん↑は: [悪いロボットさん?
6 S: [うん
7 (0.3)
8 O: ですか?

この相互行為では、4-5 行目にかけて O は「でも, .hh こちらの, 気持ちを, (.) 受け止めてくれないロボットさん↑は: 悪いロボットさん?」と真偽を問う質問を S に対して投げかけている。しかし S は応答が適切となる相互行為スロットである 7 行目で応答をせず、0.3 秒の沈黙が生まれている。8 行目の O の「ですか?」は、応答が得られていない状況の下、先の発話が質問であることを明示する役割を果たしている。「ですか?」という発話単体では何を問うているのか分からず独立してターンを構成することはできないものの、語用論的意味そして発話最後の上昇長の韻律によって質問という行為をなしていた 4-5 行目の先行発話を文法的に補完し、その行為としての意味を強化するという機能を果たしている。つまり、即座の応答を得なかった 4-5 行目の発話が質問であるということを再提示し、応答を追求することを「ですか?」という拡張発話はなししている。

O の「ですか?」は自らの発話とその発話がなしている行為を拡張しているが、他の参加者の発話を拡張する場合もある。例えば、抜粋 1 が O と S の二者ではなく A も含んだ三者による相互行為で 8 行目での「ですか?」が O ではなく A の発話であった場合、その発話は他者拡張発話として捉えられる。他者による拡張発話の内、元の話者がなしている、あるいはなそうとしている行為と異なる方向に拡張するものが転覆的拡張発話である。それは、先行する他参加者の発話が仄めかしていることをおもしろく粉飾したり、風刺したり、疑義を示したりする機能があるため (Bolden, Hepburn & Potter, 2019; Drew, 1987, p. 235 も参照)、他者の印象を操作することにもつながる。次の抜粋 (Bolden, Hepburn & Potter, 2019, p. 155) では、JAC が ALG と FRE に飛行機の自分の座席がファーストクラスのものに変更された、という経験をしているところである。この抜粋において、ALG は 5 行目で “Because you’re brilliant.” という発話が転覆的拡張として機能している。

抜粋 2 (Bolden, Hepburn & Potter, 2019, p. 155)

- 1 JAC: [b't it wasn't even] an upgrade. It was js a m-
2 literal technical glitch in their >system. An'<
3 they put me onto another flight becaus:e=eh (.) t!
4 [the flight I was on] was like delayed.=
5 ALG: [Because you're brilliant.]
6 FRE: he [h-heh-heh

7 JAC: = [it's (.) en like
8 ALG: heh-

座席の変更について「飛行機のシステム技術的な故障で」(1-2行目)、と話を進める JAC が語彙探索を開始した (4行目) 様子を見て、ALG が “because” をリサイクルして明示的に JAC の発話に文法的につながるようにして拡張する。それは JAC が座席変更の原因を航空会社側のものとして話しているのに対し、JAC 個人を持ち上げてその原因とするように話の方向を変えて拡張しており、話を聞いていたもう一人の参与者 FRE の 6 行目での笑いを誘うジョークとしての機能を果たしている。この抜粋の先が Bolden・Hepburn・Potter (2019) には示されていないため確かなことは言えないが、話者の進めていた展開と明らかに違う方向に話を転換したことがジョークとなっただけでなく、実は JAC が自身が “brilliant” であることをひけらかすような鼻持ちならない人物であることを想起させるコンテキスト化の合図 (Gumperz, 1982) としてこの転覆拡張発話がなされた可能性も存在する。自慢とは程遠い謙虚な人物なのか、あるいは嫌味な人間なのか、いずれにせよ、転覆的拡張発話は元の発話主の特定の印象を示すこととなる。

Bolden・Hepburn・Potter (2019) は、こうした転覆的拡張発話は、ディベートの中でも用いられていることを報告している (pp. 154-155)。彼らはアメリカ大統領選挙期間に行われトランプとクリントンの公開ディベートの中でのトランプによる転覆的拡張発話を例として挙げている。それは次の抜粋の 22 行目での発話、“And a wa:ll:h.” である。

抜粋 3 (Bolden, Hepburn & Potter, 2019, p. 154)

18 WAL: I'd like to hear from secretary Clint'n.
19 (.)
20 CLI: I'd vo:ted for border security. A:n' there are (0.2)
21 [And there's some-]
22 TRU: [And a wa:l]l:h.
23 CLI: There are some limited places; wher:e that was
appropriate,
24 there also is necessarily going to be new technology;=an'
25 how best to deploy that, .hhh

このトランプの発話の背景にはメキシコとの国境の壁の問題がある。国境の壁を建設すべきと訴えていたトランプに対し、クリントンはこのディベートではその建設に反対している。しかし、クリントンは過去には国境の壁建設に賛成しており、そのための法案に賛成票を投じていたという事実もある。トランプの 22 行目の発話は、クリントンの 20 行目での “I'd voted for border security.” に文法的につながり、“I'd voted for border security and a wall” という 1 つの発話を構成する。それはクリントンが現在主張している立場を転覆させるもので、彼女が過去の事実と矛盾した主張を展開していることを指し示すものである。Bolden・Hepburn・Potter は、相手の主張を切り崩すための転覆的拡張発話の差し込みは、ディベートのような参与者が一方的に長くターンをとって自説を述べあうような制度的会話に適している、としている (2019, p. 155)。

抜粋3では、クリントンがトランプの転覆的拡張発話に対して応答することはなく、そのことへの説明が求められることもない。これはディベートという制度的会話では、司会から認められたターン外での発話には応答義務がないことが参与者間で合意されていることを示しているのかもしれない。またはメディアを介して視聴している国民のための発話であり、クリントンからの応答は重視していない、ということかもしれない。実際、自身の拡張発話直後にクリントンからの応答がないことに対してトランプは応答を追及するようなことも応答がないことへの説明を求めるようなことはしていない。

ディベート同様にメディアの向こう側にいる視聴者のためでもある米議会公聴会でも、転覆的拡張発話が用いられる場面があるだろうことは想像に易い。しかし、司会者によって参与者間で平等になるようにターンが配分され、複数のターン構成ユニットからなる長いターンを保持することも平等に認められるディベートに対し、公聴会では議員と証人に対して平等にターンが配分される訳では無い。したがって、議員が証人の発話に対して転覆的拡張を介して証人の印象操作を試みる場合、証人はどのように対応するのか、またその対応には何かしらの制限が課されるのか、を考える必要があるだろう。そうすることで、米議会公聴会特有の制度性が明らかとなり、その制度性への評価や提言を行うことも可能となるだろう。

3. 研究手法及びデータ

本研究では次のデータを分析対象として、会話分析研究を行う。トヨタやホンダ、タカタ、VW、Facebook (Meta)、Twitter (X)、Amazon、Google、Apple、TikTokなどのグローバル企業の経営者や上級役員を証人とした16件の米議会公聴会、合計約40時間の委員と証人との相互行為である。これらの企業の重役たちはその企業の製品やサービスが米国社会において重大な問題を引き起こしている、あるいはその企業活動に重大な懸念があるということで、米国上院及び下院が設置している各種委員会の公聴会に参加し証言が求められている。米国両院の各種委員会が開催する公聴会には、例えば現役の財務長官や司法長官候補などの政治家が証人として参加するものもある。そうした公聴会では委員会を構成する議員の所属政党と証人の政党との関わりによって、委員からの質問が求める回答の自由度などに差が見られることがある (Kaur, 2022)。一方、米国社会で問題を引き起こしている企業の経営者や上級役員を証人とした公聴会は超党派的に行われ、所属政党を問わず委員から証人への批判や糾弾が行われる。それは、米国社会に不利益を与えている企業から米国あるいは自身の選挙区を守る姿勢を見せることによって有権者からの支持を獲得するため、とも言える。同時に、企業側の証人にとっては引き起こしている問題への対応に理解を得ることを含め、反社会的な態度と映らないような、自社の不利益とならないような立ち回りが求められる (Okada, 2019 参照)。先述のとおり、米議会公聴会での証言は法律制定につながることもあるため (Heishusen, 2026)、企業側証人にとっては自身の一挙手一投足に最新の注意を払うべく徹底した事前準備・訓練を行うこともある。¹ こうした参与者の利害が自らそして対話相手の印象構築に強く関わり、かつ発言権の管理と配分に大きな偏りを持つ相互行為の中で、印象操作に関わる汎用的な相互行為手続きである転覆的拡張発話が果たす役割を明らかにすることは、政治パフォーマンスと揶揄される米国公聴会の制度性を明確に記述することにつな

¹ 2023年3月に行われたTikTokに対する公聴会で証人として証言を行ったCEOのショウ・ジ・チュウのように、直前1週間にほぼ毎日数時間の事前訓練を繰り返したと報道されている。

がるだろう。また先述のような他の印象操作をなす相互行為手続きとの違いから、転覆的拡張発話自体が相互行為をまたいで持つ汎用性についても新たな知見を得ることができるだろう。

4. 分析及び考察

分析対象データを精査した結果、証人から議員の発話に対して転覆的拡張発話を行うものは見当たらなかった。企業代表者を証人とした米議会公聴会の相互行為において、転覆的拡張発話として該当するものは全て議員から証人の発話に対して行われている。特徴的なのは、証人の発話を示す命題に対して転覆的であることを示す “but” を前置きとして加えた拡張発話が目立つことである。この量的な特徴が相互行為の構造という質にどのように影響するのかを、分析から明らかにする。まず “but” を伴わない転覆的拡張発話がなされた事例を分析し、次に “but” を付けてなされたものを分析し、比較を行う。

2024 年 1 月に大手 SNS 提供企業 5 社の CEO たちを集め、インターネット上での児童虐待や搾取、児童のプライバシー保護に関する取組などを議論するために開催された公聴会での次の相互行為 (抜粋 4) では、13 行目に “but” を伴わない転覆的拡張発話が委員であるホーリー上院議員からザッカーバーグ Meta 社 CEO に対してなされている。

抜粋 4 (JH=ジョシュ・ホーリー上院議員、MZ=マーク・ザッカーバーグ Meta 社 CEO)

- 1 JH: = >don't you think they< dese:rve (0.4) some <compensation,>
2 for what your platform haas done? .hhh [help with counseling=
3 MZ: [senator-
4 JH: =services, help with. .hhh dealing with the ↑issues that
5 your- your services has ↑cau:sed?=
6 MZ: =our- our jo:b is to make sure that we build tools to help
7 keep people [safe across our platforms.
8 JH: [are you going to compensate them?
9 (0.7)
10 MZ: senator our jo:b (.) and what we take seriously: is making
11 sure that we build (0.3) industry leading tools, to find
12 harmful [content, take it off the [services.
13 JH: [to make money. [uh huh, to make [money.
14 MZ: [and to
15 build tools that empower parents. [that help ()
16 JH: [>so you didn't< take
17 ANY a:ction, [you didn't take any action, you didn't fire
18 MZ: [that ()
19 JH: anybody, you haven't compensated a single victim

この公聴会では SNS の影響で自らを傷つけるなどした児童の保護者たちが証人である CEO たちの後ろに座っており、1-5 行目にかけてのホーリーの発話は、この保護者たちに対して補償を行

なっていないザッカーバーグの見解を問いただすものである。否定の回答がなされることに傾斜がかかったホーリーの極性質問 (Raymond, 2003) に対してそのいずれかで答える代わりに、ザッカーバーグは6-7行目で自社の姿勢を回答する。しかしそれはホーリーからの更なる追求を呼び込むこととなる。8行目でのホーリーによる極性質問に対して、ザッカーバーグはまたも求められた形式から外れた回答を10行目から行う。その回答の途中、“we build industry leading tools to find harmful”までザッカーバーグが言ったところで(12行目)、ホーリーは“to make money.”とザッカーバーグの発話に重複しながら転覆的な意味を加える拡張発話を行う(13行目)。ホーリーはそのまま続けて“uh huh”と何かしらの理解を得たことを明示し、再度“to make money.”と、ザッカーバーグの発話を“we build industry leading tools to make money”という非倫理的なものへと拡張する。ザッカーバーグはこの転覆的拡張発話に対応することなくそのまま自身の発話を継続し、保護者が有害なコンテンツから児童を保護できるようにする取組について話を進めている(14-15行目)。16行目からホーリーは再度ザッカーバーグに重複して発言を行うものの(16-17、19行目)、そこでは自らが行なった拡張発話が生じた皮肉に対してザッカーバーグが答えていないこと自体については言及せず、ザッカーバーグが語らなかった補償や責任行動を掘り返す形で批判を行なっている。つまり、13行目でのホーリーの転覆的拡張発話は応答を適切化するにはデザインされていないということ、相互行為上の議論の展開に直接的な影響を与えていないということである。それはホーリーのこの転覆的拡張発話が、相互行為の相手であるザッカーバーグから応答を得ることよりも、この相互行為を視聴している第三者にどうザッカーバーグを印象付けるか、ということに志向していることを示していると言えるだろう。

では“but”を前置きした転覆的拡張発話は相互行為としての議論の組織化にどのような影響を与えるだろうか。抜粋4での転覆的拡張発話の宛先であるザッカーバーグの“our job and what we take seriously: is making sure that we build industry leading tools,”(10-11行目)という発話は、統語的にはターンの終了を示すものであるものの、韻律的にはターン移行適切場 (Sacks, Schegloff & Jefferson, 1974) ではないことを示している。実際にザッカーバーグは自身で“to find harmful content, take it off the services.”(11-12行目)とターンを保持し続けており、ホーリーの転覆的拡張発話はザッカーバーグのターン途中に重複した形となっている。ザッカーバーグがそのままターンを放棄することなく重複したままとなっており、ホーリーの転覆的拡張発話を受け取る形になっていないことが、その転覆的拡張発話への応答が適切化されない(規範的に期待されない)ものにしていると言えるだろう。そこで、同じ相互行為状況で割り込みとして“but”を前置きした転覆的拡張発話を用いられている事例を分析し比較することで、この“but”という前置きが付されることがどのように機能するのかを検討する。

次の抜粋5は2018年4月11日に行われた下院エネルギー・商業委員会が行なったFacebook社のユーザーデータ流用問題に関する公聴会での、証人であるFacebook社CEO(当時)のザッカーバーグと下院議員で委員会委員であるマツイとの間のやり取りである。13行目、12行目でのザッカーバーグの発話と重なる形で、マツイの“but we’re not controlling that data.”という発話を行う。これは1-3行目で投げかけた自身の質問、「フェイスブックがユーザーデータを売っていないにしてもユーザーデータを元にした広告で儲けを得ているのでは」に対するザッカーバーグの6-12行目にかけての応答を拡張するもので、彼の応答がどのように聞こえるかを前景化するものである。

抜粋 5 (DM=ドリス・マツイ下院議員、MZ=マーク・ザッカーバーグ Facebook 社 CEO、GW=グレッグ・ウォールデン下院議員・公聴会委員長)

- 1 DM: so ↑even if facebook doesn't earn money from selling
 2 data, doesn't- (0.3) facebook, (0.2) earn ↑money from
 3 ↑advertising based on ↑that data,
 4 (1.4)
 5 MZ: +yes+ congresswoman, (0.3) we run ads; that's th- the- the:
 mz +頷く+
 6 business model's- is running ads; .hh and- we: (.)
 7 u:se (0.3) uh the data that people, (0.2) >put into
 8 the system in order to< make the ads more relevant.
 9 >↑which also makes them more valuable,< .hhh but
 10 it's- wh- what we hear from people, .hh uh is that if
 11 they're gonna see ads, they want them to be *good and
 dm *二度軽く頷く-->
 12 relevant.* [we're-
 dm -->*

 13 DM: [but *we're not controlling that* data.
 14 (0.4)
 15 MZ: ↑NO, you have complete control over *that.
 dm *訝しむ表情で首を傾げる-->

 16 GW: the gentlelady's time has expired.

マツイのザッカーバーグへの質問は Facebook 者のユーザーデータ管理を問題視していることを前提としたものであるのに対し、ザッカーバーグの回答は Facebook 社のユーザーデータ管理に問題がないことを訴えている。13 行目での彼女の拡張発話は、ザッカーバーグの回答があたかも Facebook 社がユーザーデータ管理に問題を抱えていないように聞こえること、ザッカーバーグを〈適切にデータ管理をしている企業代表者〉としてカテゴリー化して前景化し皮肉ったものの、と言える。この語用論的に応答を求めるようデザインされた (Stivers & Rosso, 2010) マツイの発話に対し、ザッカーバーグはまず彼女の “but” を聞いた時点で “we’re” と継続していたターンを放棄する (12 行目)。そして 15 行目でターンを再度取得し、マツイの転覆的拡張発話の額面的情報 (Facebook 社がユーザーデータを操作していないこと) を肯定する応答を行なっている。16 行でウォールデン議員が委員長として時間管理を行い彼女のターンを取り上げたためか、ザッカーバーグに対して口頭でのコメントや評価はなされていないが、マツイはザッカーバーグの発話終了間際まで聞き取って表情で否定的スタンスを露わにしている。

抜粋 4 でのものとは異なり、抜粋 5 でマツイが用いた冒頭に “but” を付した転覆的拡張発話は、話し手自身そして受け手もそれが応答を適切化するものとして捉えていることを示している。抜粋 3 とは異なりザッカーバーグは “but” の後にターンを放棄してマツイの発話を聞いている。そして 14 行目の 0.4 秒の間は話し手であったマツイがターンを保持せずザッカーバーグに譲っているからこそ生じたものであり、15 行目ではザッカーバーグも 12 行目で途中で引き上

げた自身の発話を再開するのではなく、マツイの転覆的拡張発話に対して応答している。これらのことから、冒頭に“but”が付された転覆的拡張発話は、公聴会議会のやり取りを見聞きしている第三者への志向だけでなく、受け手にターンを放棄してその発話を聞かせて応答を求めるという点で、現在進行中の相互行為としての議論の展開にも作用するものである。

次の2014年11月に上院商業科学運輸委員会が開いたタカタの欠陥エアバッグのリコールに関する公聴会からの抜粋(抜粋6)においても、転覆的拡張発話はやはり受け手のターン取得と発話を制限する相互行為手続きであることが分かる。この抜粋では、証人の一人でタカタ製エアバッグを使用していたメーカーの代表として北米ホンダ上級副社長のターンに、リチャード・ブルーメンタル上院議員が転覆的拡張発話を重ねている。

抜粋6(RB=リチャード・ブルーメンタル上院議員、RK=リック・ショステック北米ホンダ上級副社長)

- 1 RB: [and will and- >let me ask both of you< =will your
2 companies commit (0.4) to: declining from now o:n (0.2)
3 to enter into (0.2) these kinds of secret settlements.
4 (0.8)
5 RB: >and concealing the facts surrounding< (0.3) crashes
6 that result from defective (0.3) products?
7 (0.2)
8 RS: .tch y- yes >senator,< (0.2) t- t- >two of the cases that
9 you cite< with uh: miss ↑parham and uh: miss rathor, .hh
10 uh: (.) we >provided information about those inflator<
11 ↑uh: ruptures to: to nhtsa, we've talked about them to
12 ↑takata, [.hh we're-
13 RB: [but not to the public.
14 (0.2)
15 RS [s- s-
16 RB: [you- you (0.3) your company, .hh (.) <deliberately (0.2)
17 concealed the facts.>
18 (0.3)
19 RB: that otherwise would've been known to the public
20 (0.3)
21 RB: as a result of this (0.2) court action.
22 (0.4)
23 RS: i- uh >i respectfully disagree,< .hhh we uh:m w-w- miss

焦点となる13行目でのブルーメンタルによる転覆的拡張発話“but not to the public.”は自身の投げかけた1-3、5-6行目での質問にショステックが応答に対してなされているものである。まずブルーメンタルの質問はショステックそして彼と同様の立場で証人として参加しているクライスラーのスコット・クンセルマン上級副社長に対して肯定か否定かの形で回答を求める極性質問で

あり、彼らが〈問題公表に後ろ向きな企業代表者〉であることを前提としている質問である。対するショステックの8-12行目にかけての応答は“yes, senator”から始まっているものの、これは応答開始の合図であり、その応答内容では明確な肯定も否定も示さず、タカタ製欠陥エアバッグを搭載していたホンダ車の事故2件についてNHTSA(米国運輸省道路交通安全局)と(製造元の)タカタに相談していた、というものである。そしてさらに応答を続けようと“we’re”(12行目)と発話したところで、ブルーメンタルの“but”を冒頭につけた転覆的拡張発話が重なっている。ショステックの応答はイントネーションとしても、“we provided information about those inflator ruptures to: to nhtsa, we’ve talked about them to takata,”というリストを構築するようなターンデザイン(Jefferson, 1990)から見ても、ターンが継続することを示している。ブルーメンタルの転覆的拡張発話(“but not to the public.”)はそのリストの後続部分を構成するようにデザインされており、ショステックの応答が〈問題公表に後ろ向きな企業代表者〉であるように聞こえることを前景化することで、非難をなしている。ショステックはこのブルーメンタルの重複発話に対して“but”が聞こえた時点でターンを放棄する(14行目)。そして15行目でターンを再度取得しようと発話を試みるが、こちらも16行目のブルーメンタルの強調された発話(“you- you”)と重なり、ターン取得を撤回する。ショステックが再びターンを取るのはブルーメンタルが非難をより強く打ち出した後の23行目となる。そこでショステックは割り込まれたターンでの発話(“we’re”)を再開するのではなく、“i- uh >i respectfully disagree,< .hhh we uh:m w-w- miss”と転覆的拡張発話から展開された非難への反論を優先して行なっている。

この抜粋6での冒頭の“but”から始まる転覆的拡張発話の受け手であるショステックも、抜粋5の受け手であったザッカーバーグと同様に、“but”が発せられた時点で継続中のターンを停止して転覆的拡張発話を聞き、それがなしている行為(非難)に回答することを、割り込まれたターンの再開よりも優先させている。抜粋5そして抜粋6のいずれでも、抜粋4と同様に議員からの転覆的拡張発話がなされたのは連鎖構造の第三位置であり、第一位置での質問に対する第二位置の応答に対して議員がコメントを加えることができる行為連鎖位置である。したがって、ここでの“but”から始まる発話は、議員が証人の応答が第一位置での発話を適切に踏まえていないという問題を見出したことを前景化するもの、と捉えることができる。この連鎖位置での冒頭の“but”が、証人に自身のターンの継続よりも議員の重複発話への傾聴を優先させるものと言えるだろう。そうして自身の発言を転覆的に拡張されることで、証人は特定のアイデンティティを談話的に実践している者として公に提示される。それゆえ、割り込まれた途中停止したターンの再開よりもその提示されたアイデンティティへの対応が、証人にとっては優先事項となる。こうして特定の連鎖位置におけるターンデザインとカテゴリー化という二重の意味で、議員による“but”を冒頭に付した転覆的拡張発話は議員自身に相互行為を特定方向に展開させる義務的権威(Stevanovic, 2018)²を与えている、と言える。

抜粋4と抜粋5及び6との違いから、同じ第三位置での受け手のカテゴリー化を行う転覆的拡張発話であっても、ターンデザインが受け手に進行中のターンを放棄してでも対応を優先させるものか否かを分ける鍵であることが示唆された。このことに関して、冒頭の“but”以外のものでも第二位置での応答に問題があることを示すことができれば、転覆的拡張発話への対応を受け

² Stevanovic の提唱する相互行為における義務(deontics)とは話し手・行為者が相互行為の展開として次になされるべきものとして提示するもので、他分野で用いられる社会で共有された倫理・道徳観に基づいたもの(例、Cummins, 1996; Lombardi, 2022)としての意味とは異なる。

手に迫ることが可能となるのかどうかを、次の抜粋7の分析から明らかにする。抜粋7は抜粋4の後に行われた、TikTok社のショウ・ジ・チュウCEOとホーリー議員とのやり取りである。抜粋4とは異なり、抜粋7では冒頭に“but”を付した転覆的拡張発話(19-20行目の“huhuhuhuh £but the chinese communist party does,£”)を用い、議論の転換を行なっている。

抜粋7 (JH=ジョシュ・ホーリー上院議員、SC=ショウ・ジ・チュウ TikTok社CEO)

- 1 JH: [it is one hundred percent accurate. DO YOU DENY: (0.7) that
2 repeatedly american's data has been accessed by bytedance
3 employees in china?
4 (0.7)
5 SC: ah we built a project +that- you know=cost us >billions of
6 dollars< to stop that.+ and we have (.) +made a lot of
7 [↑progress,
SC -->
8 JH: [and it+ HASN'T BEEN STOPPED. according to the wall street
SC -->+
9 journal report from just <yesterday,> (1.0) even no:w,
10 bytedance workers, without going through official channels,
11 (.) have access to the >private information of american
12 citizens. i'm quoting from the article, private information of
13 american citizens, including their< birthdate, .hhh their
14 ai pii address, and ↑more. that's ↑now.
15 (0.2)
16 SC: senator as we know, the media doesn't always get it right.
17 (0.5)
18 SC: w- what [we have- what we have] [uh: ()
19 JH: [huhuhuhuh] [£but the chinese communist
party
20 does,£
21 (0.4)
22 SC: +i'm not saying that.+ what i'm saying is that we have- we have
SC +首を振る-----+
23 spent billions of dollars to build this ↑project, (0.3) it's

1-2行目のホーリーのデータ不正アクセスに関する質問に対して、5-7行目でチュウは自社の取り組みによって現在は問題ないと答えている。ホーリーは即座にこの回答を否定し、その根拠として具体的なメディア記事を持ち出した上で、再度問題が現在のものであるとチュウの回答を否定する。これに対してチュウは16行目で、“as we know”とメディア全般に対してホーリーと共有している常識の範囲のこととして、“the media doesn't always get it right”という主張でホーリーの反論をかわそうとする。0.5秒の沈黙の後、チュウは18行目でターンを取り自分たちがやっ

てきたことへと話題を戻そうとするが、そこでホーリーが笑いを重ねる (19 行目)。チュウはホーリーの笑いに対応することなくそのままターンを継続するが、ホーリーは笑いの後で “but” の付いた転覆的拡張発話を行う (19-20 行目)。先のチュウの主張は一般に共有された常識ではなく、あくまでもチュウの認識であることを問いたすこの転覆的拡張発話は、チュウを〈中国共産党の代理人〉としてカテゴリー化するものである。チュウは “but” を聞いた時点でターンを放棄し (18 行目)、ホーリーの発話が終わった後、22 行目でホーリーの転覆的拡張発話に対して “I’m not saying that.” と否定を行い、議論が展開していく。

上記抜粋から、笑いでは埋めることのできない、相手のターンに割り込んでその継続を停止させる機能を「冒頭の “but”」が果たしていることが分かる。まず、“but” の前に笑いから始まっていることから、チュウの発話に笑いの対象となる問題があると議員が捉えていることが示されている。しかしチュウは笑いが被さりながらも自身の発話を続けており、彼がターンを停止するのは “but” が聞こえた直後である。冒頭に “but” を付けて明示的に転覆を示すことによって、初めて受け手への重複発話が割り込みとして成立し、さらに応答を義務付けることが可能になる、と言えるだろう。

一点注意すべきことは、議員が発話者であることが転覆的拡張発話に義務的特権 (Stevanovic, 2018) を与えるものではない、ということである。それは抜粋 4 でのザッカーバーグ Meta 社 CEO がホーリー議員の転覆的拡張発話へ対応せずにターンを継続できたことから明らかである。第三位置で証人の発話を転覆的に拡張して証人を特定のカテゴリーとして提示することだけでも、第三位置で証人の発話に問題があることを伝えるだけでもなく、冒頭の “but” という特定の制度的文脈によらず偏在的に用いることができるだろうターンデザインを用いること。これが、転覆的拡張発話をまず聞かせるということで、義務的スタンスへの支持を受け手から集めるための仕掛けだと言える。

5. おわりに

本稿では、政治パフォーマンスの場として揶揄される米議会公聴会が、本来の制度的目的を公平さを保ちながら達成することができる談話実践なのかを明らかにすることを目指した。そのため、対話相手の印象を操作する偏在的な相互行為手続きの 1 つ、転覆的拡張発話 (Bolden, Hepburn & Potter, 2019) を対象とし、公聴会で議員がどのようにして議論を展開するのかを分析した。分析の結果、証人のターンに重複して行われる転覆的拡張発話は、特に応答を求めるデザインがなされていない場合は相互行為の展開に影響せず議論を展開せずに終わることがあり、これは Bolden・Hepburn・Potter (2019) が分析した公開ディベートにおける転覆的拡張発話と同様に、「メディアを介した第三者へのパフォーマンス」という役割を果たしていることが分かった。一方、冒頭に “but” を付してなされる転覆的拡張発話は証人に継続中のターンを放棄させて応答を迫るという、相互行為としての議論の展開に強く影響するものであることが分かった。応答させないのではなく応答を可能にするという意味で、冒頭に “but” を付してなされる転覆的拡張発話は単なる政治パフォーマンスで終わらずに証言を聞くことができる手続きであり、議論をある意味で真っ当に展開させるものであると言える。

今回は取り上げなかったが、証人のターンが終了した後の移行適切場で現在の話し手である証人がターンを取得せず代わりに議員がターンを取り、そこで冒頭に “but” を付した転覆的拡張発話がなされる事例もデータ内には見られた。それと比して今回見たような証人が継続している

ターンに割り込んで一方的にトピックを変えるという相互行為手続きが真に公平な議論の転換方法なのか、また適切に証人から証言を得る方法なのか、ということには議論の余地があろう。抜粋6のように証人が議員の質問に対して明確な応答を避けている場合は、そこから透けて見える否定的姿勢を前景化するものとして、議論の展開に意義があるもの、効果的なものと捉えることもできるだろう。一方、例えば抜粋6のように法的責任が確定しない事例について全責任を認めるか否かを尋ねるかのような、第一位置での議員の質問が、それが求める形での応答を証人がなすことを可能にするようなものなのか否か、ということも考慮する必要があるだろう。つまり、ターン単位ではなく連鎖単位で「なぜ、これが、いま」(Bilmes, 1985; Schegloff & Sacks, 1973) ということを考えなければ、間接的な法制度の場面としての米議会公聴会 (Heishusen, 2026) の公平性を議論するには不十分だと言える。米議会公聴会はいくまでも相互行為による談話実践であり、そこでの証言や振舞いは談話構築されているもの (Ainworth, 2016; Eades, 2016 参照) という観点が、これからの法 (社会) 言語学としての米議会公聴会研究にも、またマスメディアやソーシャルメディアでの公聴会の評価にも必要だと指摘して、本稿の結びとする。

参考文献

- Ainworth, J. (2016). Culture, cursing, and coercion: The impact of police officer swearing on the voluntariness of consent to search in police-citizen interactions. In: Ehrlich, S., Eades, D. & J. Ainworth (Eds.), *Discursive constructions of consent in the legal process* (pp. 23–46). Oxford: Oxford University Press.
- Bilmes, J. (1985). Why that now?" Two kinds of conversational meaning. *Discourse processes*, 8(3), 319–355.
- Blaney, J. R., Benoit, W. L., & Brazeal, L. M. (2002). Blowout!: Firestone's image restoration campaign. *Public Relations Review*, 28(4), 379–392.
- Bolden, G. B., Hepburn, A., & Potter, J. (2019). Subversive completions: Turn-taking resources for commandeering the recipient's action in progress. *Research on Language and Social Interaction*, 52(2), 144–158.
- Caldwell M, & Raclaw, J. (2023). 'I just need a yes or no': Managing resistant responses in US Senate hearings. *Discourse Studies*, 25(5), 618–640.
- Cummins, D. D. (1996). Evidence for the innateness of deontic reasoning. *Mind & Language*, 11(2), 160–190.
- Couper-Kuhlen, E., & Ono, T. (2007). 'Incrementing' in conversation. A comparison of practices in English, German and Japanese. *Pragmatics*, 17(4), 513–552.
- Drew, P. (1987). Po-faced receipts of teases. *Linguistics*, 25(1), 219–253.
- Eades, D. (2010). *Sociolinguistics and the legal process*. Multilingual Matters.
- Eades, D. (2016). Erasing context in the courtroom construal of consent. In: Ehrlich, S., Eades, D. & J. Ainworth (Eds.), *Discursive constructions of consent in the legal process* (pp. 71–90). Oxford: Oxford University Press.
- Ehrlich, S., Eades, D., & Ainworth, J. (Eds.). (2016). *Discursive constructions of consent in the legal process*. Oxford: Oxford University Press.

- Gigliani, C. (2020). *Linguistic and rhetorical perspectives on congressional hearings*. Berlin: Frank & Timme.
- Guitar, J., Bleam, S., Thomas, J., Studebaker, M., & George, M. (2022). Congressional committee hearings as public spectacle. In R. X. Browning (Ed.), *The year in C-SPAN archives research Volume 8*, 115–164.
- Guitar, J., Bleam, S., Studebaker, M., Urash, S., & Perkins, M. (2024). Respondents and activists: Citizen roles in formulating congressional committee hearings as public spectacle. In R. X. Browning (Ed.), *The year in C-SPAN archives research Volume 9*, 151–186.
- Gumperz, J. (1982). *Discourse strategies*. Cambridge University Press.
- Heitshusen, V. (2026, April 16). Types of Committee Hearings. *Library of Congress*. Retrieved from <https://www.congress.gov/crs-product/98-317>
- Hepburn, A. (2025, March 19). Guest blog: The Trump-Zelenskyy White House meeting – heated exchange or one-sided ambush? Research on Language and Social Interaction. Retrieved from <https://rolsi.net/2025/03/19/guest-blog-the-trump-zelenskyy-white-house-meeting-heated-exchange-or-one-sided-ambush/>
- Heritage, J., & Clayman, S. (2011). *Talk in action: Interactions, identities, and institutions*. Oxford: Wiley-Blackwell.
- Jefferson, G. (1990). List-construction as a task and resource. In G. Psathas (Ed.), *Interaction competence* (pp. 63–92). University Press of America.
- Kaur, T. (2022). Conversation analysis in a US Senate Judiciary hearing: Questioning Brett Kavanaugh. *Discourse Studies*, 24(4), 423–444.
- Lombardi, A. (2022). Moral outrage or mere possibility? An exploration of epistemic versus deontic stance in reading-to-write argumentation. *Journal of Second Language Writing*, 58, 100912.
- Okada, Y. (2019). Discursive construction of ‘antisocial’ institutional conduct: Microanalysis of Takata’s failure at the U.S. congressional hearings. *Journal of Pragmatics*, 142, 105–115.
- 岡田 悠佑 (2025) 「非難の相互行為的達成—TikTok CEO に対する米議会公聴会の場面意味論—」 『応用会話分析研究 2024—政治経済外交の相互行為実践 2—』, 1–12.
- Raymond, G. (2003). Grammar and social organization: Yes/No interrogatives and the structure of responding. *American Sociological Review*, 68(6), 939–967.
- Sacks, H., Schegloff, E. A., & Jefferson, G. (1974). A simplest systematics for the organization of turn-taking for conversation. *Language*, 50(4), 696–735.
- Schegloff, E. A. (1996). Turn organization: One intersection of grammar and interaction. In E. Ochs, S. Thompson, & E. Schegloff (Eds.), *Interaction and grammar* (pp. 52–133). Cambridge University Press.
- Schegloff, E. A. (2016). Increments. In J. D. Robinson (Ed.), *Accountability in social interaction* (pp. 239–263). Oxford University Press.
- Schegloff, E. & Sacks, H. (1973). Opening up closings. *Semiotica*, 8(4), 289–327.
- Stevanovic, M. (2018). Social deontics: A nano-level approach to human power play. *Journal for the Theory of Social Behaviour*, 48(3), 369–389.

Stivers, T., & Rossano, F. (2010). Mobilizing response. *Research on Language and Social Interaction*, 43(1), 3–31.

謝辞

本研究は JSPS 科研費 25K04313 「アメリカ議会公聴会の会話分析を介したハイエンド英語語用論的能力の解明と教材開発」を受けて行われた。

「呈示的」空間と責任追及の相互行為 —国会事故調における法技術的实践と応答の再定式化—

古川 敏明

1. 導入

制度的場面のトークには日常場面とは異なる特有の制約、すなわち、制度と慣習的に結びついた目的、推論の枠組み、非対称な話者交替 (Drew & Heritage, 1992) があることがよく知られている。本プロジェクトを通じて、米議会公聴会にも独自の制約があることが明らかになりつつあるが、この制度的場面のトークを相対化して理解を深めるためには、他の類似の制度的場面と比較することが役に立つはずである。このような動機に基づき、本稿はオンライン公聴会や現地公聴会を分析対象とした試みをさらに展開していく。米議会公聴会という特定のモデルを相対化し、制度的場面のトークの多様性を記述するために本稿が分析対象とするのは、アメリカ以外の国や地域における類似の制度的場面である。もちろん、選択できる国や地域は多岐にわたるが、本稿ではまず日本と関わりがあり、公聴会や法廷における談話とも繋がりを見出すことができ、かつ、重要な社会的意義を有していながらも、これまでほとんど分析が行われてこなかったデータ、国会事故調査委員会の相互行為を検証する。米議会公聴会と国会事故調査委員会はいずれも公的責任の追求を目的とするが、その空間配置や法制度的バックグラウンドは大きく異なる。これらを比較検討することは、制度における非対称性がいかにして相互行為の組織化に影響しているかを解明する上で重要な示唆を与えるはずである。

国会事故調査委員会は原発事故の原因究明を目的として設置され、2012年に全15回の委員会が開催された。本稿では歴代の原子力安全・保安院長3名が参考人として出席した3回分の委員会を概観しつつ、特にそのうちの1回に焦点を当てて論じていく。結論を先取りすると、委員会の相互行為は、質問をする委員とそれに応答する参考人という二者間のやりとりに見えるが、委員が法技術的实践を通して聴衆やインターネット配信の視聴者をリソースとして利用することにより、三者間の責任追及の場へと変容させていることを指摘する。また、国会事故調査委員会の空間配置を参加の枠組みやフットイング (Goffman, 1979) の視点から捉えると、米議会公聴会との違いが鮮明になることについても論じる。そして、いわゆる「官僚的答弁」と称される、行政説明や証人喚問と結び付けてメディアで報じられる応答形式の相互行為的特徴についても触れることになる。「官僚的答弁」は単なる情報の欠落や回避ではなく、参加者が公的責任を追求・回避しようとする高度に組織化された相互行為的達成として再定義されるものである。

以下2節では背景と先行研究レビューを提示する。3節ではデータについて説明し、4節で分析を行う。最終節ではまとめの議論を行い、結論を述べる。

2. 背景・先行研究レビュー

当該プロジェクトでは米議会による対面式の議会内公聴会が主たる分析対象とされている (e.g., 岡田, 2025; 福島, 2025; 菊池, 2025)。一方で、公聴会の変異形を対象とする分析も並行して進めることで、当該プロジェクトの全体が記述する中核的な現象を前景化できると考えられる。よって、アメリカ・ハワイ州と関わるオンライン公聴会 (古川, 2024) や現地公聴会 (古川,

2025) を分析する試みを行った。米公聴会を相対化する試みをさらに拡張するため、本稿ではアメリカ以外の国や地域で実施された制度的場面を分析する。

公聴会という制度的場面に最も関連性が高いと考えられる制度的場面は、裁判だろう。しかし、裁判におけるやりとりの録音録画が許可されているかは国や地域により異なる状況にある。周知の通り、日本では裁判のやりとりを録音録画することはできない。そのような状況で行われた例外的なプロジェクトとしては、裁判における通訳を含む多言語なやりとりを手書きで記録したり (吉田, 2011)、模擬裁判員裁判の評議を会話分析の手法を用いて転写 (森本, 2025) した研究に限られ、実際の裁判の自然発生的なやりとりを録音録画データに基づいて微視的に分析する研究は実施が困難である。

そこで本稿では、法廷以外で法技術的实践が展開される特異な準司法的場面として、法廷における尋問と高い親和性を持ちつつ、かつ映像データとして公開されている 2011 年の東日本大震災後、東京電力福島原子力発電所で発生した事故の原因究明を目的として組織された、国会による事故調査委員会 (以下、事故調または国会事故調) におけるやりとりを分析対象とする。国会事故調では委員が参考人に対し、さまざまな質問を投げかけるが、そこから展開する行為の連鎖は、米公聴会で議員が証人に質問し、証人が応答するやりとりを想起させる。また、委員の中には弁護士が含まれており、特にこの人物による発話を起点として展開する相互行為が、日本の裁判におけるいわゆる反対尋問の相互行為と高い類似性を示すと予想される。事故調の映像は当時インターネットで配信され、合計約 80 万人が視聴した (国会事故調, 2012, p. 80)。この偏在する聴衆の存在は、弁護士資格を持つ委員による質問を単なる情報収集の域にとどめず、参考人の社会的利害や評判に深刻な影響を及ぼす真正な責任追及の場として機能させていた。

国会事故調と議会公聴会とはどちらも立法府による調査という点で共通している。しかし、国会事故調におけるやりとりを公聴会や裁判と単純に並列することはできない。両者の特徴をごく簡潔に整理しておくと、国会事故調は特別法で設置された臨時の独立機関で、質問者は民間の有識者である。一方、議会公聴会は常設の委員会、質問者は議員である。国会事故調に呼ばれた人物は「参考人」として「ヒアリング」を受ける立場にあったが、実際には議会公聴会と同様「証人」として嘘が許されない法的拘束力を背景とした調査を受けていた。そのため、国会事故調には議会公聴会の「証人喚問」や裁判の「証人尋問」に近い緊張感が張り詰めている。また、国会事故調と議会公聴会は立法権の行使であるのに対し、裁判は司法権の行使である。国会事故調、議会公聴会、裁判には相違点があるにもかかわらず、本稿が 3 種の制度的場面を比較可能な対象として扱うのは、これらが認識的権威 (Heritage & Geoffrey, 2005) の競合と公的責任の追求を軸に相互行為が展開しているからである。

まとめると、国会事故調は、議会公聴会とも裁判とも異なる、特別調査チームであるが、任意の協力ではない強制調査を行い、質問者 (委員) が法技術的発話行為を行う公的責任追及の場、という意味で、これら 3 者の間には共通点がある。

事故調における相互行為についてはこれまでに予備的調査を実施し、2 回の口頭発表を行なった。まず、15 回分の委員会の動画と会議録を概観し、記憶の検証行為に着目した。その結果、委員は「記憶にございますか」という明示的な質問をしたり、会議録中に記録されている過去の発言へ言及したりするのに対し、参考人は利害関係を予防する応答を行なっていることが明らかになった (古川, 2016 年 11 月 12 日)。また、同じデータを再分析し、参考人が委員からの質問に対し、いかに「想起の正当化」や「非想起の弁明」を行うかを検証した。特に、ある事柄に関す

る非想起が自己を正当化するための「利害関係の中和」として機能する一方で、委員側は「専門家であれば知っているべきである」というカテゴリーと結びついた属性を根拠として、道徳的評価を行い、参考人による非想起の主張を退けるプロセスを記述した (Furukawa, 2017, July 19)。先行研究では主に記憶をめぐる認識的交渉と自己正当化のプロセスを記述してきた。これらの知見を基盤にし、本稿では参加の枠組みの動態とそれを規定する身体的・物理的空間配置がいかにして三者間の公的責任追求を構成しているか、というより巨視的観点を考慮した分析へと拡張していく。より具体的には、国会事故調に特異な空間配置と参加の枠組みが、参考人による「官僚的応答」を誘発し、それをどのように委員が解体・再構築しようとするのか、という点について新たな知見を提示することを目指す。

3. 方法

国会事故調の会議録と動画はどちらも国会図書館ウェブサイトで公開されている。会議録は国立国会図書館が保存した事故調のホームページ (国会事故調事務局, 2012 年 10 月 25 日) から、動画は国会図書館の「ひなぎく」アーカイブから入手した。なお、動画は委員会の途中で映像が途切れているものもあるが、YouTube 上の国会事故調公式チャンネル (KokkaiJikochoJP) で不足分を補完して、分析の連続性を確保した。

予備的調査で用いたデータ (15 回分の委員会の動画と会議録) に基づき、本稿では政府・電力会社・規制官庁の関係者が参考人として出席した委員会の中で、原子力安全・保安院の歴代 3 名の責任者が参考人として出席した 3 回分の委員会 (第 4 回、第 8 回、第 9 回) に焦点を当てる。特に原子力政策の推進と規制が一体化しているという組織的矛盾が相互行為上の問題として前景化する場面を抽出した。(なお、第 4 回は 2012 年 2 月 15 日に開催され、参考人は前原子力安全・保安院長だった。第 8 回は 2012 年 3 月 28 日に開催され、参考人は内閣府本府参与、元原子力安全・保安院長だった。そして、第 9 回は 2012 年 4 月 18 日に開催され、参考人は原子力安全・保安院長だった。) 新旧 3 名の責任者が出席している回を視野に入れつつ、本稿では元原子力安全・保安院長が出席した第 8 回 (国会事故調, 2012 年 3 月 28 日) に限定し、そのやりとりの一部を転写し、分析を行う。この回は事故当時や事故後ではなく、事故に先立つ数年あるいは 10 数年前から制度設計の矛盾が存在していたことが明るみとなっていく回であり、本稿の分析対象として適していると判断した。

事故前、事故当時、事故調時の 3 名の原子力安全・保安院長の回に注目する理由は、他の参考人たちが出席した回よりも委員による追及が厳しいことが見えてきたからである。委員が持ち時間ごとに一人一人順番に質問していく展開だけでなく、参考人の応答が適切でないといみなされる場面では、複数の委員が話者交替しながら協働的に質疑を行うことが散見された。原子力安全・保安院が組織として抱えていた矛盾、つまり原子力政策の推進と規制の両方を担うこと、が露わになる相互行為的場面において、複数の委員がフロアを取得しようとする。委員たちは、保安院の組織的矛盾を問題視し、その点を追求しようとしていたように見える。さらに、元・前・現保安院長によるいわば「官僚的答弁」に委員が苛立ちを可視化するような場面もある。(参考人がある発話のデザインで応答し、その応答を委員が理解困難なものと扱う (修復を他者開始することにより、当初の応答が問題のある応答あるいは「官僚的答弁」として立ち現れる。しかし、当の参考人は発話を自己修復することはないか、修復したとしても表面的な操作に止める。) 事故調当時の保安院長が出席した第 9 回の冒頭では、委員長が第 4 回と第 8 回に出席した前任者た

ちが質問されたことに十分答えないことを批判した上で、同じような行為をしないよう現保安院長に釘を刺してから、つまり、後続する相互行為の展開を制約してから質問を開始したことは示唆的である。

次節では元保安院長が参考人として出席した第8回の委員会におけるやりとりを分析する。分析にあたっては、委員による質問、参考人による応答、そして、委員がいかにその応答を不適切なものとして扱い、道徳的評価へと繋げていくかを検証する。

4. 分析

本節で分析するのは事故前に保安院長を務めていた参考人(広)と弁護士資格を持つ委員(野)とのやりとりである。委員の質問に対し、参考人がどのように応答するか、さらにそこから質疑のやり直しが行われ、どのように連鎖が拡張されていくかに注目する。以下は当該参考人に対する質問が開始してから、約25分が経過した時点でのやりとりである。質疑は約2時間にわたって行われた。

1行目で委員が質問の産出中に「それ」と言及しているのは、国際原子力機関(IAEA)が定めたシビアアクシデント防止のための五重の防護を指している。

抜粋1

- 1 野: ((中略)) .h それを(.)規制として盛り込むっていうことが世界の趨勢になって
2 いたわけですか↑ら: 当然保安院のお立場として↑は(.)規制に盛り込み↑たいって
3 いうお考えだったということで(.)間違いはないですよね?
4 (.9)+(1.0)
h: +小刻みに頷きマイクを口元へ
5 広: あの((咳))まアクシデントマネジメント:につきました↑は(.)あ:ま(.)
6 199:2+年ごろ*から取り組んで:えまいりましたが .h あの:((咳))(.9)
h: +顔を上げる
n: *3回頷く
7 広: tch そのアクシデントマネジメント:*お:の(.4)お要求↑を(.3)お:(.9)*お:
n: *下を向く *広を見る
8 広: (.7)ま法令化:していく .h う:ということについて↑の.h お:(咳))
9 ま世界的なあの:状況(.)という↑のは*(.)あ認識をして:(.)おりました*けれ↑ども
n: *下を向く *広を見る
10 広: (.)↑まそれに対して*(.)え:(.3)もう一歩進めて(.3)え具体的に組み込むと(.)
n: *下を向き再び広を見る
11 広: いう:.h 努力が(.)あ:(.)あ:十分でなかったと*(.)お:いうふうに考*えて
n: *頷き *頷き
12 広: い[ます.]

委員は極端な定式化(1行目「世界の趨勢」と2行目「当然」)を用いて前提を提示した上で、保安院長としての参考人の考えについて極性の質問(3行目「間違いはないですよね?」)を行なっている。4行目の長い間からは、優先されない応答が産出されることが予期される。参考人は小刻みに頷きながら、下げていた手を上げ、マイクをゆっくりと口元に持っていき、長い間が継続しているおり、次に来る応答がやはり優先されないもの(そのような考えだったのではない)である可能性が高まっている。

参考人の応答は言い淀みで開始されている(5行目「あの((咳))ま」)。また、音の引き伸ばしも目立つ(例えば5行目の「アクシデントマネジメント:」)。転写に反映できていないが、委員の発話と比べると参考人の発話はぼそぼそとした話し方で、声量も全体的に小さい上に、眉を顰

め、目を閉じたような表情で発話を行っている。このような表情は、熟慮を指標するとともに、応答の困難さを指標するだろう。

参考人は特定の年に言及し(6行目「199:2年ごろから」)、具体的な応答を開始するが、逆説の接続助詞を用い、続く応答が優先されないものであることを示唆する(6行目「取り組んで:えまいました」)。そして、言い淀みを産出し続けながら、先ほどよりも柔らかい接続助詞を用いて優先されない応答が来ることを再び示唆し(9行目「認識をして:(.)おりましたけれ↑ども」)、最終的に優先されない応答を提示した(11-12行目「十分でなかったと(.)お:いうふうに考えてい[ます.]」)。

しかし、参考人の発話が完了する前に、13行目で委員が発話を開始する。委員は6行目で3回頷きを繰り返し、参考人による応答の継続を強く促していた。また、委員は11行目で間をあけて2回頷いているが、これは参考人の応答が一旦終結することを確認し、次に自分が話者交替することを示唆しているように見える。委員による頷きは単に肯定を示すとは限らない。なお、委員は左手に資料を持ち、右手にはスクリーンに投影されたスライドを先送りするクリッカーのような小さなデバイスを持っている。抜粋で「右手下」と記したのは、親指と人差し指でデバイスを持ち、他の指を伸ばした手刀を垂直に振り下ろす動きを指す。抜粋2以降にこのジェスチャーが頻出し、発話のリズムを作り、強調点を示す働きをしている。

抜粋2

- 12 広: い[ます.]
13 野: *[あの(0.2) *はいか *いいえで答えいただければ結構+なんですが. (.)
n: *右手を挙げる *右手下 *右手下
h: +小刻みに頷く
14 野: *＜保安院の*立場としては(.) *規制に *盛り *込みたかつ *た>(.)
n: *右手下 *右手下 *右手下 *右手下 *右手大きく上 *右手振り下ろす
15 野: ということで(.) *よろしいですね?
*右手下
16 (2.0)+(2.0)
h: +マイクを口元へ

委員は参考人の発話と重複しながら発話を開始し(13行目の「あの」)、自分がしたのは極性の質問だったことを明示し(「はいかいいえで」)、その条件が満たされなかったことを皮肉まじりに示唆している(「お答えいただければ結構なんですが」)。そして、少し緩やかな発話スピードで、参考人と保安院を一体として扱いつつ(14行目「保安院の立場としては」)、抜粋1で行った質問を自己修復して再提示している(14-15行目「規制に盛り込みたかつた>(.)ということ(.)よろしいですね?」)。

委員による質問には長い沈黙が後続している(16行目)。委員の質問の後、参考人が応答せず長い沈黙があるというやりとりが抜粋2以降も繰り返し観察される。(ただし、本稿で取り上げる質問の後の沈黙としては、抜粋2が最長である。) 次の抜粋で応答が始まっている。

抜粋3

- 17 広: h あのまま(0.3) あ: 世界的な(0.3) あ: [: (.) ()
18 野: [あの*はいかいいえで
n: *右手下
19 野: 結構+なので. (0.3) 盛り込みたかつ*たということ(.) よろしい*ですね?
h: +首を傾げる

n:
20 (1.4)

*右手下

*右手下

長い間の後、参考人は言い淀みながら応答を開始する (17 行目「h あのまあ(0.3)あ:世界的な(0.3)」)。しかし、「世界的な」というスケールの大きな形容語句が用いられ、さらに言い淀みが続いた時点で (「あ:[: (.)」)、再び委員が重複した発話を開始する (18 行目「[あの」)。委員の発話は、参考人に対するネガティブポライトネスに基づく割り込みと言える。委員は改めて応答の形式を指定 (18-19 行目「はいかいいえで結構なので.」) しているが、13 行目の発話より簡略な定式化を行なっている。このように応答の前提を設定した上で、参考人の立場と (盛り込む) 対象を既知の情報として省略した極性の質問が繰り返されている (19 行目「盛り込みたかったということですよね?」)。委員が行なっているのは、簡略化された定式化による自己修復と言えるだろう。

果たして委員による質問にはまたもや長い沈黙が続いている。次の抜粋をみよう。

抜粋 4

21 広: +.h (0.5) まその:う::[:
h: +眉を寄せる
22 野: [あのはいと*いいえしかないの。
n: *右手下
23 野: (0.3) *盛り込みたかったということですよね?
n: *右手下
h: *右手下
+小刻みに頷く
24 (1.0)

参考人は応答を開始するが、言い淀みの途中で再び委員が割り込み (22 行目「あの」)、応答の条件を提示する (はいと*いいえしかないの.)。ここでは選択肢の 1 つを強調しているように聞こえると同時に、二択であることを明示する自己修復が行われている。短い間の後、委員は質問を繰り返している (23 行目「盛り込みたかったということですよね?」)。質問自体は抜粋 3 と全く同じ発話であり、ここでは自己修復は行われていない。

委員による質問の後には長い沈黙が後続する。次の抜粋で遅延した応答が開始されている。

抜粋 5

25 広: うそのアクシデントマネジメントの法[(令化を-)
26 野: [あの*はいと*いいえしか
n: *右手下
27 野: ありませんので. (0.4) 盛り込みたかったということですよね?
n: *右手下
28 +(1.5)
h: +小刻みに頷く

参考人は (先ほどのスケールの大きな形容語句「世界的な」と同様) カタカナの専門用語 (25 行目「うそのアクシデントマネジメント」) で応答を産出し始めるが、発話の途中で委員が割り込んでくる。委員による割り込みは、参考人による応答が条件に合わない、不適切な応答であるという理解を示すものである。委員はネガティブポライトネスによる割り込みを行い、応答の条件を提示して、それが満たされていないことを強調する (26-27 行目「あのはいと*いいえしかありませんので.」)。委員が質問を繰り返す前に間があるが、抜粋 5 の 27 行目の間は上述の抜粋 4

のそれよりも若干長い。委員は少し間を置くことで、参考人が適切な応答をしていない、しかもそれを繰り返していることに対して批判的なスタンスを示し、参考人の振る舞いが持つ意味を聴衆に向けて可視化していると言えるかもしれない。これまでと同様、委員は質問を繰り返す (27 行目「盛り込みたかったということによろしいですね?」)。ここまで委員は 3 回連続で同じ形式の質問を産出して、それ以上単純化した定式化は試みていないことがわかる。

後続するのは長い沈黙である。参考人がまたもや遅れて応答を産出する次の抜粋をみよう。

抜粋 6

- 29 広: °えと°>アクシデントマネジメントの*重要性↑は認識をいた*しておりました:<
n: *左手を下げ下を向く *広を見る
30 (1.0)
31 野: 盛り込み*たかったですか?
n: *前傾
32 (1.0)

長い間の後、参考人はフロアを取り、言い淀みとともに応答を開始し (29 行目「°えと°」)、再び専門用語を用いて応答を完了させている (「アクシデントマネジメントの重要性↑は認識をいたしておりました:」)。抜粋 5 までは、委員の質問、参考人の応答という行為の連鎖の後、委員が割り込み (13、18、22、26 行目) を行なっていた。しかし、同じようなやりとりが繰り返されて 5 回目になる 30 行目では委員は初めて割り込みをせず、これまでとは別の語用論的手続きを採用している。

30 行目の間は、委員が参考人の応答が十分でないという評価をしていることに加え、不適切な応答が繰り返されている事実 (とあるいはそうした応答を繰り返すモラル性の欠如) を聴衆に向けて強調している機能があるように見える。29 行目でそれまでずっと胸の高さにキープしていた左手を下げ、視線を下げるという動きは、委員の苛立ちや失望を可視化している。

十分な間をとった後、委員は極性の質問を繰り返しているが、3 回連続 (19、23、27 行目) で用いていた同じ形式の質問発話を自己修復し、さらに簡略化した短い定式化を行なっている (31 行目「盛り込みたかったですか?」)。この発話のデザインは、誰が、どの立場で、何を盛り込みたかったか、という観点は既知として扱われ単純明快な問いとなっており、この問いに明快に応答しないことは、参考人の利害に影響を及ぼし得る連鎖上の環境が整った状態と言える。問いの内容を理解できないはずがないのであれば、適切な応答をしないことはモラルに反する、という解釈を生じさせ得る。委員は参考人に向かって前傾しながら発話を行うことでこうした含意を強調している。

委員によるマルチモーダルな働きかけにもかかわらず、これまでと同様、委員の質問の後には長い間が生じている。次が本稿で扱う最後の抜粋である。参考人はどのような応答をし、それに対し委員はどのような評価を行っただろうか。

抜粋 7

- 33 広: .h h (1.7) そうですねあの:やはり*(.) えシビアアクシデント:防止:
n: *下を向く
34 広: というのが最後のとりでです*ので .h ((咳)) え: ((咳)) あのお:いずれ機会
n: *広を見る
35 広: があれば:(.) あ:アクシデントマネジメント*ト:(0.4) の(0.3) お:要求を:
n: *頷く

- 36 広: (0.3) おもっと: お: (0.5) 法令上のものになると (0.3) ゆ: うこと (0.4)
37 が (0.5) あ: 必要だと思っていました. =
38 野: =*はい. それはなぜできなかったんですか?
n: *大きく頷く

参考人はフロアを取って言い淀みながら応答を行う。これまでと同様、極性質問に直接的に応答していない。また、言い淀みが多く、カタカナ用語への言及もあるが、委員による割り込みは生じず、参考人は応答を継続していく。委員はこの位置を参考人が質問に応答する最後のチャンスとして提示しているように見える。そして、参考人の発話が極性質問に答えることを投射していた (例えば、34-35 行目「いずれ機会があれば:」) こともあり、結果として、参考人は応答を完了することができたように見える (37 行目「必要だと思っていました。」)。

委員は大きく頷きながら、密着した発話で参考人による応答を受諾すると同時に区切りを示し (38 行目「=はい。」)、保安院として規制に盛り込みたかったという参考人の考えが確認できたことを踏まえ、次の段階として、それが実現されなかった理由を問う手続きへと移行していった (「それはなぜできなかったんですか?」)。

まとめると、本節では元保安院長が参考人として出席した第 8 回の国会事故調におけるやりとりの一部を分析した。委員による質問、参考人による応答、委員による割り込みと応答に関する条件の (再) 提示、そして長い間という連鎖が繰り返されることが観察できた。最終的には委員による割り込みが保留され、元の質問がより短く定式化された形で提示されると、参考人は応答を完了することができ、やりとりは関連する別の話題へと焦点を移行していった。

このように委員と参考人のやりとりでは、修復が多く観察された。参考人の発話は言い淀みが多く、自己開始・修復を過剰に行っていたが、質問に対する応答が明示されているとは言い難い。こうした発話に対して委員が割り込みを行って修復を他者開始し、参考人に修復を促していた。しかし、それが功を奏することはなかったように見える。逆に、委員は自らの質問を自己開始・修復あるいはより簡潔に定式化するという誤用論的対応をすることにより、参考人が条件に適合する応答を産出するような相互行為的環境を形成していったことを指摘した。

5. 議論・結論

本稿では米議会公聴会の比較対象として、原子力発電所で発生した事故の原因究明を目的として組織された国会事故調の相互行為について論じた。保安院長が出席した合計 3 回の委員会の動画と会議録を概観し、特に第 8 回の委員会に焦点を当てて分析した結果、(1) 弁護士でもある委員による法技術的発話行為、(2) 参考人による「官僚的答弁」の構築、そして、(3) 事故調の空間配置と参加の枠組みの 3 点が国会事故調に関する興味深い点として見えてきた。

まず 1 点目については、前節でまとめた通り、委員が質問の発話デザインを調整し、参考人の応答を再定式化することを通し、適切な応答を産出させるための相互行為的環境を構築していった。このような法曹の訓練を受けた人物による発話行為は日本に限らず、世界各地における法技術的実践として捉えることができ、米公聴会に関する分析を深めることに寄与すると主張した。

2 点目は、事故の原因究明を目的とする調査という委員会の性質上、参考人として出席した政府・電力会社・規制官庁の関係者たちは、重大な利害関係に直面していたわけで、委員からの質問に適合する応答を産出することに一定の困難さを示していたと言える。その中でも特に、元あるいは現役の官僚であった歴代の保安院長たちの応答は、委員からの質問に直接的に答えるとい

う姿勢が脆弱であるという点で一貫しており、このような発話行為とそれを評価する行為の連鎖は「官僚的答弁」と呼ばれる行為の実態を浮かび上がらせた。ただし、第8回以外の別の2回分の委員会も分析をし、この発話行為の相互行為的特徴をより詳細に論じなければならない。

3点目は、米議会公聴会との比較で興味深いのが、空間配置と参加の枠組みである。対面の米議会公聴会と現地公聴会では、委員と証人はそれぞれ横一列になり、向かい合って座る配置になっている。聴衆は証人の背後に座っている。注目度の高い公聴会では、メディア関係者がフロアの様々な場所から、委員や証人に視線を注いでいた。つまり、委員は証人に質問し、証人は委員に向かって応答することが、空間配置によってあらかじめ方向づけられている。委員と証人の発話はお互いに向けられていると同時に、会場内の聴衆やテレビ中継の視聴者にも向けられていた。（ちなみに裁判では、証人はほぼ正面の裁判官と、左右に位置する検察・弁護側の両方から視線が注がれる位置に配置されている。また、裁判官は一段高い壇上から法廷全体を俯瞰する位置にあり、証言台を挟んで検察・弁護側が対峙する空間構造を形成している。証人とほぼ正面で向かい合っているという意味で、裁判官の配置は米議会公聴会の委員の配置と一致する。米議会公聴会でも議員は壇上から会場を俯瞰する位置にある。）

しかし、国会事故調では状況が異なる。本稿の抜粋では明示していないが、調査委員会の委員たちと参考人は「緩いハの字状に」横一列に並び、聴衆と向き合うという身体的・物理的レイアウトになっている。つまり、参加者が聴衆と向き合う構造は、相互行為を二者間の閉じた関係ではなく、第三者への呈示を前提としたパフォーマンスへと変容させている。事故調の空間は、身体的・物理的配置と発話実践が結びつく「呈示的空間」として立ち現れ、委員と参考人の双方が聴衆を志向せざるを得ない力学を生み出していると言える。委員と参考人が完全に対峙するのではなく、斜めに向き合う位置関係にあることで、対立的な尋問よりも公開の場での証言の呈示という側面が強調されている。公開の場での証言だからこそ、委員会でのやりとりは会場の聴衆（とインターネット配信の視聴者）に向けて差し出されている。裁判では裁判官が審判を下すのに対し、事故調では委員会が事故の原因を究明する任務を負いながら、まるで聴衆と視聴者が審判を下すかのような配置になっていると言えるかもしれない。実際、特に保安院長たちが出席した3回分の委員会では、本稿に登場する委員が（本稿では取り上げてない箇所）「みんな」、「日本国民」、「世界中の人」に言及し、審判を下す潜在的な人々の存在を仄めかすことにより、参考人たちによる不適切な応答を強く批判するという（米議会公聴会で見られるような）パフォーマンス性の高い場面が繰り返し観察された。

本稿では第8回の国会事故調に焦点を当てたが、歴代の保安院長が出席した第4回と第9回のやりとりも分析して、本稿の議論を補完することが今後の課題として挙げられる。弁護士資格を持つ委員による質問の発話デザインや参考人による応答に対する割り込みや再定式化は、他の回でも共通して観察され、米議会公聴会や裁判の反対尋問における発話行為とも共通点が多いと考えられる。よって、これまでほとんど利用されてきていない日本の国会事故調データを相互行為の観点から検証したことは、法技術的発話行為に関する語用論的研究に資するはずである。

ちなみに、第4回では前保安院長が「文系」であることが話題になり、原子力政策を担う機関の長としての認識的権威が交渉される場面がある。一方、第9回では事故調当時の保安院長が出席しており、原子炉の再稼働をめぐる進行中で極めて重大な事柄が話題となっていた。このような場面も本稿が用いた空間と法技術的実践の観点から分析することで包括的な議論が可能になるだろう。保安院長経験者が出席した合計3回の委員会では、原子力政策の推進と規制を担うとい

う矛盾した組織のあり様が繰り返し追求された。結果的に、これらの委員会が開催された 2012 年の後半に保安院は解体され、経産省ではなく環境省の元で原子力安全規制委員会として再編され現在に至る。本稿はこれまで看過されてきた日本の公的アーカイブを会話分析の土台に載せ、法・政治学など他領域の知見とも接合し得る、新たな研究の端緒を開くことを試みた。

参考文献

- Drew, P. & Heritage, J. (Eds.), (1992). *Talk at work: Interaction in institutional settings*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 福島 玲枝 (2025)「極性質問に対する応答義務の交渉と説明責任の再構築—公聴会における戦略的応答の言語実践—」『応用会話分析研究 2024—政治経済外交の相互行為実践 2—』, 23–33.
- 古川 敏明 (2016 年 11 月 12 日)「「思い出す」という行為—国会事故調査委員会における記憶の検証—」『日本英語学会第 34 回大会発表要旨』, 14.
- 古川 敏明 (2024)「地名「カプーカキー」と「レッドヒル」の指標性—ハワイの環境汚染問題をめぐる公聴会の会話分析—」『応用会話分析研究 2023—政治経済外交の相互行為実践 1—』, 11–20.
- 古川 敏明 (2025)「マウイ島ラーハイナー現地公聴会における沈黙と共感—議会内公聴会との比較を念頭に—」『応用会話分析研究 2024—政治経済外交の相互行為実践 2—』, 13–22.
- Furukawa, T. (2017, July 19). Non-recollection and moral assessment in the public hearings of the National Diet of Japan Fukushima Nuclear Accident Independent Investigation Commission [Paper presentation]. 15th IPrA Conference, Belfast, UK.
- Goffman, Erving (1979). Footing. *Semiotica*, 25(1–2), 1–30.
- Heritage, J. & Geoffrey, R. (2005). The terms of agreement: Indexing epistemic authority and subordination in talk-in-interaction. *Social Psychology Quarterly*, 68(1), 15–38.
- 菊池 春花 (2025)「通訳者が開始する自己・他者修復—米国公聴会でのパフォーマンス的応答の優先化—」『応用会話分析研究 2024—政治経済外交の相互行為実践 2—』, 34–45.
- 国会事故調 (2012)「調査報告書 要約版」
<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F3514602&contentNo=1>
- 国会事故調 (2012 年 3 月 28 日)「第 8 回国会事故調 (委員会 その 2)」『ひなぎく 国立国会図書館 東日本大震災アーカイブ』<https://kn.ndl.go.jp/item/naic-7800425>
- 国会事故調事務局 (2012 年 10 月 25 日) 資料と映像 国会事故調
<https://warp.ndl.go.jp/web/20121025090435/http://naic.go.jp/resources/>
- 森本 郁代 (2025)「裁判員裁判の評議のリアリティー—裁判員の意見表明に対する裁判官の質問の分析から—」『社会言語科学』, 27(2), 3–18.
- 岡田 悠佑 (2025)「非難の相互行為的達成—TikTok CEO に対する米議会公聴会の場面意味論—」『応用会話分析研究 2024—政治経済外交の相互行為実践 2—』, 1–12.
- 吉田 理加 (2011)「法廷談話実践と法廷通訳—語用とメタ語用の織り成すテキスト—」『社会言語科学』, 13(2), 59–71.

Answering without Answering: Equivocation and Accountability in a Post-Fukushima Public Hearing

Mie Hiramoto

1. Introduction

Political discourse is a central site for examining how public figures manage culpability, responsibility and institutional pressure. In formal hearings, interviews and parliamentary inquiries, questions are not merely requests for information; they also create obligations for speakers to take positions, accept or resist responsibility and align themselves with institutional narratives. For this reason, political answers are often shaped by competing demands: the need to appear cooperative and responsive on the one hand, and the need to avoid politically damaging admissions on the other. Research on political discourse has examined this tension through concepts such as question evasion, non-replies, equivocation and resistance to the agenda of the question (Bull, 2008; Clayman, 2001). Clayman (2001) shows that speakers may produce responses that are recognizably fitted to a prior question while nevertheless resisting, transforming or avoiding the question's central agenda. Such responses are especially consequential in public political contexts, where evasiveness can be interactionally subtle, institutionally consequential and rhetorically productive.

This study examines these dynamics in Japanese political discourse through a case study of the 17th Meeting of the National Diet of Japan Fukushima Nuclear Accident Independent Investigation Commission (NAIIC). The commission was established as an independent parliamentary inquiry into the Fukushima nuclear accident and described itself as the first independent commission chartered by the Diet in Japan's constitutional history (NAIIC, 2012). Its investigation followed the Great East Japan Earthquake and tsunami of March 11, 2011, which severely damaged Tokyo Electric Power Company's Fukushima Daiichi Nuclear Power Station. The International Atomic Energy Agency describes the earthquake as magnitude 9.0 and notes that the subsequent tsunami contributed to the loss of power and cooling functions at Fukushima Daiichi, leading to core damage, radioactive releases and an accident classified as Level 7 on the International Nuclear and Radiological Event Scale (International Atomic Energy Agency, n.d.). NAIIC's mandate was therefore not only to reconstruct the technical progression of the accident, but also to examine the institutional, regulatory and organizational failures that had made the disaster possible (NAIIC, 2012). The 17th meeting, held on May 29, 2012, provides a revealing site for analyzing the discursive management of accountability. According to NAIIC's official meeting summary, the 17th Commission Meeting took place at Fukushima Terrsa in Fukushima Prefecture, and then Governor of Fukushima Prefecture, Yuhei Sato, was called as a reference person (*sankōnin*) (NAIIC, 2012). The meeting was led by the commission chair, Kiyoshi Kurokawa, and lasted about two hours. At the beginning of the session, Governor Sato was given roughly twenty minutes to summarize his and the prefecture's remarks on the response to the accident and on Japan's past nuclear administration more broadly. However,

his opening remarks exceeded the allotted time and had to be curtailed by Chair Kurokawa. This discursive moment is significant because it foreshadows one of the central concerns of the meeting: the management of limited institutional time. Later in the hearing, the committee explicitly emphasized that Governor Sato's topics needed to proceed promptly because the governor's time was valuable and constrained. The hearing thus placed Sato in a communicative environment in which he was expected to provide institutionally relevant answers under conditions of public scrutiny, time pressure and political sensitivity.

Some researchers have examined political discourse by focusing on how public figures respond to questions and how their speech styles can function to avoid clear or direct answers. This body of work shows that political actors may appear to answer a question while resisting its agenda, shifting the topic or minimizing accountable commitment, especially when a direct response could be face-threatening or politically damaging (e.g., Bull, 2008; Clayman, 2001). Related studies on Japanese political interviews have also examined equivocation and indirect answering practices, showing that such strategies are relevant to Japanese political communication as well (Feldman et al., 2015). By examining Governor Sato's extended responses in the 17th NAIIC meeting, this paper hopes to contribute to the study of Japanese political discourse in two ways. First, it seeks to extend work on equivocation beyond election and broadcast political interviews to the setting of a parliamentary accident investigation, where the interactional stakes are shaped by public testimony, institutional authority and disaster liability. Second, it aims to show how elaborated non-replies may function not merely as avoidance, but as a strategic speech style through which a political actor manages institutional time, redirects the focus of questioning and projects responsiveness while limiting accountable commitment. The analysis therefore explores how equivocation can be accomplished not only through silence, refusal or minimal answers, but also through extended speech that appears cooperative while obstructing the production of a direct answer.

2. Literature review

2.1 Questions, answers and evasions in political discourse

A foundational insight in discourse analytic research on political questioning is that questions create constraints. In institutional settings such as news interviews, parliamentary hearings and public inquiries, a question does not simply invite an answer; it establishes an agenda, identifies a relevant next action and places the respondent under an obligation to provide an accountable reply. Clayman (2001) examines how interviewees construct recognizable answers while also resisting or evading the agenda set by interviewers. A speaker may appear to be answering, and may even produce a lengthy and fluent turn, while in fact shifting the grounds of the question, delaying a direct response or answering a different question from the one posed (Clayman, 2001; Kikuchi, 2024). Bull and Mayer (1993) develop a typology of non-replies in political interviews, showing that politicians may avoid answering questions in multiple ways, including by attacking the question, making a political point, giving an incomplete answer, declining to answer, or shifting the topic. Bull's (1994) subsequent methodological work further addresses the problem of identifying questions, replies and non-replies, demonstrating that a turn may be formally

positioned as a reply without satisfying the substantive requirements of an answer. Bull (2008) further argues that equivocation can be understood in relation to face management in political discourse.

Political speakers are often asked questions for which any direct answer may be damaging; answering one way may threaten the speaker's own face, while answering another may threaten the face of an institution, political ally or constituency. Equivocation therefore emerges from the discursive pressure to respond while minimizing the costs of explicit commitment. The broader concept of equivocal communication also helps theorize this kind of discourse. Bavelas, Black, Chovil and Mullett (1990) define equivocation as communication that is not straightforward, typically arising when speakers face conflicting communicative demands. In such situations, speakers are expected to answer, but any direct answer may have undesirable consequences. Ekström (2009), for example, analyzes cases in which politicians explicitly refuse to answer questions in broadcast interviews, showing that such refusals are accountable actions that must be managed in relation to journalistic norms and public expectations. More recent studies have also examined how evasiveness may be perceived and evaluated. Clementson (2016), for instance, investigates why politicians are perceived as evasive and relates such perceptions to theories of equivocation and deception. Chovanec's (2020) work on political scandal talk examines evasion in relation to metalingual accountability, particularly cases in which speakers distance themselves from prior formulations or manage responsibility for what they have said.

Research on political public hearings has also examined how institutional actors manage questioning, testimony and accountability. For instance, Okada (2019) analyzes a public hearing involving testimony by a senior vice president of Takata, whose defective products had been linked to injuries and deaths, focusing on committee members' affective stance-taking in third position following the witness's responses. More recently, Okada and colleagues have extended this line of inquiry through conversation-analytic studies of public hearing testimony (Fukushima, 2024, 2025; Furukawa, 2024, 2025; Kikuchi, 2024, 2025; Okada, 2024, 2025).

2.2 Japanese political discourse and indirectness

A growing body of research has examined Japanese political discourse from the perspectives of rhetoric, political communication, discourse analysis and social psychology. In particular, Feldman and his colleagues' research has been influential in establishing Japanese political talk as a rich site for analyzing the relationship between language, political culture and institutional practice. For example, Feldman (2006) investigates rhetoric used by Japanese political elites and the news media, emphasizing that politics is fundamentally constituted through talk and that political discourse is central to the formation of political society in Japan. Feldman and Bull (2012), on Japanese political speeches, identify rhetorical devices used to invite affiliative audience responses, such as applause, and shows that Japanese political oratory can be analyzed through detailed attention to the sequential and rhetorical organization of speech. The most directly relevant studies for this paper are those by Feldman, Kinoshita and Bull (2015; 2016; 2017). Feldman, Kinoshita and Bull (2015) analyze equivocation in broadcast Japanese political interviews and

ask whether evasive responses should be understood as an outcome of communicative conflict rather than as a simple reflection of Japanese culture. Their findings show that politicians equivocate more than non-politicians, supporting the view that equivocation is closely tied to the role obligations and risks of political communication. In a subsequent study, Feldman, Kinoshita and Bull (2016) examine how different interview programs, topics and questioning environments shape the degree and form of equivocation.

Feldman, Kinoshita and Bull (2017) further develop this line of inquiry by examining how and why Japanese politicians equivocate in televised interviews. It focuses on leading politicians and shows how equivocation may be linked to leadership, role expectations and the risks of taking a clear position in public. Feldman and Kinoshita (2017) examine the relationship between the toughness of questions and equivocation, while Feldman and Kinoshita (2019) analyze how threats to face affect replies and subsequent questions in Japanese broadcast political interviews. Kinoshita's more recent work also broadens the field by combining conversation analysis with attention to nonverbal behavior. Kinoshita (2020), on Japanese political interviews, proposes the integration of conversation analysis and facial expression analysis, using Japanese political interview data to examine the behavior of political leaders. Kinoshita (2023) uses data from Japanese political interviews and parliamentary deliberations to examine how Japanese politicians address audiences and manage rhetorical and indirect communication. Its relevance to the present study lies in its treatment of indirectness as a political communicative practice rather than merely a cultural stereotype. Chen and Liu (2025) study refusal patterns in the Japanese parliament and argues that refusal to answer is a significant feature of Japanese political discourse. It also notes that research on this topic has been limited, aside from work on typical refusal expressions and broader studies of Japanese politicians' indirect communication.

3. Discursive practice of the 17th NAIIC meeting

NAIIC's official meeting summary records that its 17th meeting was convened at Fukushima Terrsa, with then Fukushima Governor Yuhei Sato appearing as a reference person (*sankōnin*) (NAIIC, 2012). The two-hour session was chaired by Kiyoshi Kurokawa. Both the official transcript of the meeting and a video recording are publicly available through archival sources (https://kn.ndl.go.jp/database/naaic?csid=naaic-default&utm_source=chatgpt.com), with the latter also accessible on YouTube (<https://www.youtube.com/watch?v=t-f7Zp9bO9E&t=4613s>). In the excerpts analyzed below, minor modifications have been made to the transcript to make it suitable for linguistic analysis, including adjustments to formatting, speaker labels and excerpting.

Governor Sato was initially invited to speak for approximately twenty minutes on the prefecture's handling of the accident and on Japan's nuclear administration more broadly. As the following exchange in Excerpt 1 illustrates, however, his preliminary statement ran beyond the allotted time, prompting Chair Kurokawa to intervene.

Excerpt 1: Opening: Please keep your remarks to twenty minutes

黒川 = 委員長 黒川清 Chairperson, Kiyoshi Kurokawa

佐藤 = 参考人 佐藤雄平 Reference person, Yuhei Sato

1. 黒川: 皆様、よくいらっしゃいました。今日は、このような機会をつくっていただきまして、
2. 福島県の佐藤知事、今回の東日本大震災、地震、津波ばかりでなく、この県は特に地元
3. にある福島第一原発の本当に大事故がありまして、本当に多くの県民の方たちに、避
4. 難、それから被害、多くの本当に御苦労というか、何と申し上げていいか、本当に頭が
5. 下がる思いであります。そのところでこのような会をまた開かせていただくことを、本
6. 当に私どもも、この二時間のセッションですが、いろいろなことをまた知りたいと思っ
7. ております。
- ...
8. 本日は、まず佐藤さんから二十分程度、今回の事故への対応、過去の原子力行政全般に
9. ついてのお話を伺った上で、委員から質疑をさせていただければと思っております。そ
10. れでは、まず、佐藤知事、よろしくお願いいたします。二十分ということをお願いいた
11. します。

[Welcome, everyone, and thank you very much for coming. We're grateful to have been given this opportunity today. Governor Sato of Fukushima Prefecture is here with us. In addition to the Great East Japan Earthquake, the earthquake and tsunami, this prefecture has also suffered the truly serious accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station located here. So many residents of the prefecture have had to evacuate and have suffered damage and hardship. I hardly know how to express it, but I'm truly humbled. Given these circumstances, we are sincerely grateful to be able to hold this meeting here. Although this session is only two hours long, we hope to learn about many different matters.

...
Today, we'd first like to hear from Governor Sato for approximately twenty minutes regarding the response to the accident and Japan's past nuclear administration more broadly. After that, the committee members will ask questions. Governor Sato, please begin. Please keep your remarks to twenty minutes.]

(00:06:53-00:27:24)

12. 佐藤: 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました佐藤雄平でございます。

- ...
13. 一方、原子力センターが発電所周辺に設置した環境放射線監視システムが地震と津波に
14. より使用不能となったため、県原子力対策本部から緊急に要員を派遣し、原子力発電所
15. 周辺のモニタリングを実施いたしました。県としては...

[Good afternoon, everyone. My name is Yuhei Sato, as just introduced.

...
Meanwhile, because the environmental radiation monitoring system installed by the Nuclear Power Center around the power station had become unusable due to the earthquake and tsunami, the prefectural Nuclear Emergency Response Headquarters urgently dispatched personnel and conducted monitoring around the nuclear power station. As the prefecture...]

(00:27:24-00:27:42)

16. 黒川: 知事さん、二十分を超えたんですが、よろしいでしょうか。あとどのぐらい掛かります
17. でしょうか。
18. 佐藤: あと十分くらい掛かります。
19. 黒川: 二十分というお話だったので、なんですが、また質疑もいろいろあるので。
20. 佐藤: じゃ、ちょっとはしょって。
21. 黒川: はしょっていただけますか、あと二、三分で。済みません。
22. 佐藤: はい。県としては、事故後からなし得る限りの放射線モニタリング活動を展開いたしま

23. した。...

[Kurokawa: Governor, you've gone over twenty minutes. Would that be all right? How much longer do you think you will need?
Sato: It'll take about another ten minutes.
Kurokawa: We had discussed twenty minutes, so... Also, there are various questions we'd like to ask.
Sato: Then I'll abbreviate it a little.
Kurokawa: Could you please abbreviate it and finish in another two or three minutes? I'm sorry.
Sato: Yes. As the prefecture, we carried out as much radiation monitoring activity as possible after the accident. ...]

In this opening exchange, Kurokawa explicitly frames the meeting as time-limited, noting that the session will last only two hours and asking Sato to keep his initial remarks to approximately twenty minutes (lines 8 and 10). Sato, however, continues reading from his prepared statement beyond the allotted time.

Kurokawa then intervenes, reminds him that the agreed length was twenty minutes (line 16) and asks how much longer he needs (lines 16-17). When Sato replies that he needs about ten more minutes (line 18), Kurokawa points to the need to preserve time for the committee's questions and asks him to shorten the remainder to two or three minutes (line 21). Sato agrees and resumes his statement.

Excerpt 2: The governor's time is truly valuable

(00:29:40-00:28:57)

1. 佐藤: ... 県民に対して放射線が健康に与える影響について専門的知見からのアドバイスが必要と判断し、被曝専門家の実績のある長崎大、広島大に協力を要請して、三人の専門家に放射線健康リスク管理アドバイザーを委嘱し、三月中に合計九回の講演会を実施し、
2. 四千人の県民に向けて講演をいただきました。
3. 黒川: もし、知事さん、よろしければ、いいでしょうか。実を言うと、いろいろ知事さんがお
4. っしやりたいことたくさんなのは分かっているんですが、お時間が五時までということ
5. になっておりましたので、知事がお忙しいと思いますので、むしろ皆さんの前でこちら
6. からいろいろ聞かせていただいて、そのところに反映させていただいてはどうかと思う
7. んですが、いかがでしょうか。また後でそれをウェブサイトに出していただくことはで
8. きると思うので。非常にきつい、貴重な時間だと思っておりますので、...
9. ...
10. こちらでいろいろ質疑応答という形にさせていただいてもよろしいでしょうか、もしよ
11. ろしければ。申し訳ないんですけど、時間が限られて...
12. 佐藤: これから大事なところもあるんですけども...
13. 黒川: はい、分かっております。そのときにもその話題が出てくると思いますので。申し訳あ
14. りません。知事の本当に貴重なお時間ということで、申し訳ありませんが、よろしくお
15. 願いいたします。
16. 佐藤: はい。
17. 黒川: ありがとうございます。

[Sato: ... We determined that residents of the prefecture needed advice based on specialized knowledge concerning the effects of radiation on health. We therefore requested cooperation from Nagasaki University and Hiroshima University, both of which have a record

of expertise in radiation exposure, and appointed three experts as radiation health risk management advisors. During March, they gave a total of nine lectures to approximately 4,000 residents of the prefecture.

Kurokawa: Governor, if you don't mind, may I interrupt? To be honest, I understand that there are many things you'd like to say. However, your time was scheduled until 5 p.m., and I imagine you're very busy. So rather than having you continue in this way, I wonder if it might be better for us to ask you various questions here in front of everyone and reflect your responses in our work. What do you think? I believe it would also be possible for you to post the rest on the website later. We understand that this is very tight and valuable time, so... Would it be all right if we proceed in the form of questions and answers from our side, if you don't mind? I apologize, but time is limited...

Sato: There are some important points coming up, though...

Kurokawa: Yes, I understand. I think those topics will come up then as well. I apologize. Since the governor's time is truly valuable, I'm sorry, but I appreciate your cooperation.

Sato: Yes.

Kurokawa: Thank you.]

In Excerpt 2, Kurokawa intervenes again after Sato continues reading after two minutes without showing any sign of closing (line 5). While acknowledging that Sato has many points to make, Kurokawa redirects the session toward questions and answers, repeatedly invoking the meeting's limited and valuable time (lines 6-7, 10, 12, 15). Sato resists briefly by noting that he is about to discuss important matters, but Kurokawa suggests that these points can be raised during questioning or later made available on the website. Sato eventually agrees, allowing Kurokawa to close the opening statement and move the meeting into the question-and-answer phase.

In the following exchange, the governor's question-and-answer session turns to Hisako Sakiyama, one of the committee members, who raises the issue of radiation exposure among affected schoolchildren. To understand this exchange, some background context is necessary. After the nuclear accident, the Japanese government moved from ordinary public-exposure standards toward emergency and post-emergency reference levels. While the normal additional public exposure limit is generally 1 millisievert per year, the government used 20 millisieverts per year as a key benchmark for evacuation, schooling and later return policies in contaminated areas. This was justified through International Commission on Radiological Protection guidance, which permits higher reference levels in emergency situations and a 1-20 millisieverts annual range in post-accident existing exposure situations (International Commission on Radiological Protection [ICRP], 2009a, 2009b). The change occurred because the accident created a crisis in which normal-time standards were difficult to apply administratively. Large areas were contaminated, and the state needed numerical thresholds for evacuation, decontamination, schooling and return. However, the shift also became politically contentious. Many residents and parents understood the move from 1 millisievert to 20 millisieverts not simply as emergency risk management, but as a weakening of safety standards, especially for children. The school-related guideline triggered public protest, and government

adviser Toshiso Kosako, radiation safety expert, resigned in opposition to the use of 20 millisieverts per year for school environments (Normile, 2011). He criticized the government for ignoring established laws and using stopgap or impromptu measures rather than a long-term, legally sound safety framework (Sposato, 2011; The Asia-Pacific Journal, 2011). Thus, the 20 millisieverts standard did not merely function as a technical radiation-protection measure; it became a contested political discourse through which state authority, scientific expertise, public trust and the unequal distribution of risk were negotiated.

Excerpt 3: Did you ever make any request or appeal to have it lowered?

(01:09:51-)

崎山 = 委員 崎山比早子 Committee member, Hisako Sakiyama

横山 = 委員 横山禎徳 Committee member, Yoshinori Yokoyama

1. 黒川: じゃあ崎山委員よろしいでしょうか? はい、お願いします。
2. 崎山: 委員の崎山です。よろしく願いいたします。学校の二十ミリシーベルト問題に
3. ついてちょっとお伺いしたいんですが、文部科学省から原子力安全委員会に問合せがあ
4. ったときに、初めは安全委員会は一ミリシーベルトという答えをしていたそうなんです
5. けれども、四月十九日に文部科学省が発表したのでは二十ミリシーベルトになったわけ
6. ですが、それをお聞きになって、県内の児童それから学生まで二十ミリシーベルトの被
7. 曝ということで、知事さんとしてはどういうお考えでしたでしょうか。
8. 佐藤: ですから、二十ミリシーベルトがあって、これが大人と子供一緒に年間被曝量の話です
9. よね。
10. 崎山: (無言)
11. 佐藤: (手で崎山を指す) そうですね。
12. 崎山: (佐藤の質問だと気づく) はい。
13. 佐藤: この後すぐ内閣参与(小佐古敏荘)の涙ながらの記者会見があって、あれで非常にやっ
14. ぱり県内は困惑、動揺しましたね。そして、そういうふうな中で、あのときは、そうだ
15. な、文部副大臣がお見えになったり、また何人か政府の関係者にもその二十ミリでいい
16. のかという話をいろいろさせていただきました。
17. 崎山: もっと下げるようにとか、そういうような働きかけはなさったことはあるんですか。
18. 佐藤: 二十ミリでいいのかというのは、そういうふうな意味でございます。
19. 崎山: ちょっと分からない。したんですか。
20. 横山: ちょっと聞き取れなかったんですけども。
21. 崎山: 聞き取れないんですけども。済みません。
22. 佐藤: 小佐古参与があのような形での記者会見したというのは御存じですよ。
23. 崎山: ええ。小佐古参与がそれで辞任なさったことは私たち存じておりますけれども、知事さ
24. んとして、県民の健康というか、そういうことで政府なり文部科学省なりに働きかけた
25. ことはおありですか。
26. 佐藤: それは当時、この学校の、いわゆる生活環境ありますよね、生活環境の中で学校がどう
27. しても子供たち中心のところですから、いわゆる学校の校庭の線量、これは最初は三マ
28. イクロシーベルト、これは国では除染の費用の対象となるという話があったから、それ
29. はもうとんでもない話だと。これはたしか二十ミリシーベルトを考えた上での三マイク
30. ロシーベルトだったと思います。ですから、私はもうともかく、もう一ミリ、限りな
31. いということで、学校の校庭の表土の除去対しての国の対応、財源的な対応をそこまで求
32. めていったということです。
33. 崎山: 交渉はなさったんですか。
34. 佐藤: はい。
35. 崎山: 実際には、福島県のお母さん方がたくさん文部科学省にいらっしゃって、そういう運動
36. があって文部科学省が動いて最終に一ミリシーベルトを目指すということがあったわけ

37. ですね。でも実際に、今現在線量が高いところにいる子供さんいらっしゃるわけですが
38. れども、例えばチェルノブイリなんかの事故後、その線量が高いところで住んでいる子
39. 供たちを一定期間サナトリウムに送るといような政策が取られているんですけれど
40. も、福島県としてはそういうようなことは御予定はありますか。
41. 佐藤: ともかく子供さんたちの周囲の環境、放射線の環境を少なくしていくということで今除
42. 染を必死にやっているわけですから。

[Kurokawa: Now, are you ready, Committee Sakiyama? OK, please go ahead.]

Sakiyama: I'm committee member Sakiyama. Thank you for being here. I'd like to ask you briefly about the issue of 20 millisieverts in schools. When the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) made an inquiry to the Nuclear Safety Commission, I understand that the commission initially answered one millisievert. However, in the announcement made by the Ministry on April 19, the figure became 20 millisieverts. When you heard this, as governor, what did you think about children and students in the prefecture being exposed to 20 millisieverts?

Sato: So, there was the issue of 20 millisieverts, and this was about the annual exposure dose for both adults and children, wasn't it?

Sakiyama: (Silence)

Sato: (Moves the hands to Sakiyama's direction) Is it right?

Sakiyama: (Realizes it's a question from Sato) Yes.

Sato: Soon after that, there was the tearful press conference by the Cabinet advisor (Toshiso Kosako), and that caused considerable confusion and anxiety within the prefecture. Under those circumstances, at that time, let me see, the Senior Vice Minister of Education came, and I also had various discussions with several government officials about whether 20 millisieverts was really acceptable.

Sakiyama: Did you ever make any request or appeal to have it lowered?

Sato: When I said, "whether 20 millisieverts was acceptable," that is what I meant.

Sakiyama: I don't quite understand. Did you do so?

Yokoyama: I couldn't quite hear.

Sakiyama: I cannot hear either. I am sorry.

Sato: You know that Cabinet advisor Kosako held that press conference in that manner, don't you?

Sakiyama: Yes. We know that Cabinet advisor Kosako resigned over that issue. But as governor, did you make any appeal to the government or to MEXT regarding the health of the prefecture's residents?

Sato: At that time, concerning what is called the living environment of schools, since schools are, after all, places centered on children, there was the issue of radiation levels in schoolyards. At first, the national government said that three microsieverts would be the threshold for decontamination costs to be covered, and I thought that was completely unacceptable. I believe that three microsieverts was based on the assumption of 20 millisieverts. So, in any case, I called for one millisievert, as close to that as possible, and sought national government support, including financial support, for the removal of topsoil from schoolyards.

Sakiyama: Did you negotiate this?

Sato: Yes.

Sakiyama: In fact, many mothers from Fukushima Prefecture went to MEXT, and through that movement the Ministry eventually moved toward

aiming for one millisievert. But in reality, there are still children who are currently in areas with high radiation levels. For example, after the Chernobyl accident, policies were adopted to send children living in areas with high radiation levels to sanatoriums for a certain period of time. Does Fukushima Prefecture have any plans for something like that?

Sato: In any case, we're now working desperately on decontamination in order to reduce the radiation environment around children.]

Sato's responses in this exchange are notably indirect, particularly when Sakiyama asks whether he had actively requested that the 20 millisievert/year standard be lowered. Rather than answering with a clear yes or no, Sato first reformulates Sakiyama's question as concerning the post-accident exposure standard for children, a point that is already evident from her prior turn (lines 8-9). Given the context of her question, Sakiyama does not immediately understand this as a question directed to her (line 10), and Sato clarifies it through gesture (line 11). This seemingly unnecessary confirmation functions as a delay and allows Sato to avoid immediately addressing the substance of Sakiyama's question. He then reframes the issue in terms of public confusion following Toshiso Kosako's emotional press conference and resignation, before stating that he had raised the acceptability of the 20 millisievert standard with government officials. Because Sato's response remains unclear, Sakiyama presses him more directly about whether he had requested a lower standard, but Sato does not explicitly confirm that he did so (line 17). Instead, he treats his earlier formulation about the acceptability of the standard as equivalent to such a request (line 18). The ambiguity of this response prompts Sakiyama to ask again whether he had in fact made such an appeal (line 19). After Yokoyama notes that Sato's answer was difficult to hear (line 20), Sakiyama similarly states that she could not hear him clearly (line 21). Even then, Sato shifts the focus back to Kosako's press conference by asking whether Sakiyama is aware of it (line 22). This is another obvious question, since Sakiyama, as a committee member, can be assumed to know about Kosako's resignation. Here again, the question does not seek information so much as redirect the trajectory of the exchange away from Sato's own actions. This move again delays a direct answer, and Sakiyama responds affirmatively before redirecting the question to Sato's own actions as governor (line 23).

Sato eventually discusses schoolyard decontamination and financial support for topsoil removal, but this response remains lengthy and only indirectly related to Sakiyama's question. Only when Sakiyama narrows the question to whether he had negotiated the matter does he provide a direct affirmative answer (lines 33-34). A similar pattern appears when Sakiyama asks whether Fukushima Prefecture had any plans to send children in high-radiation areas to sanatoriums, as had been done after Chernobyl (lines 38-40). This question calls for a direct policy answer, such as whether such a program existed, was being considered or had been rejected. Sato, however, does not address the sanatorium proposal itself. Instead, he redirects the discussion to decontamination, presenting the prefecture as working intensively to reduce radiation levels in children's surrounding environments (lines 41-42). His response thus substitutes a general account of ongoing environmental measures for an answer to the specific question about temporary

relocation or recuperative programs for children. Across the exchange, Sato avoids direct accountability by shifting from Sakiyama's yes/no questions to broader descriptions of concern, negotiation and decontamination efforts. This indirectness is politically significant because it enables him to present the prefecture as active and concerned while leaving unclear whether he directly challenged the 20 millisievert/year standard or considered stronger protective measures for children.

4. Discussion and conclusion

This paper has examined how political accountability is interactionally managed in Sato's testimony before the committee. The analysis shows that Sato's responses are not merely long-winded, digressive or unclear. Rather, they constitute a patterned form of equivocation, produced through extended turns, reformulations and topic shifts that allow him to appear cooperative while avoiding direct engagement with politically sensitive questions. Excerpts 1 and 2 show that Sato's extended responses can be analyzed as equivocation achieved through ostensibly responsive turns. In these exchanges, Sato maintains the appearance of cooperation with the committee while delaying, reframing or avoiding direct engagement with the core demand of the interaction: observing the allocated time and allowing sufficient space for questioning. By extending his initial briefing, Sato effectively reduces the time available for subsequent questions. This is politically consequential because a longer questioning period would require him to address more sensitive issues raised by the committee. Shortening that period therefore becomes one way of limiting his exposure to difficult lines of inquiry. This interpretation builds on work in discourse analysis and political communication that treats evasiveness as a discursively organized phenomenon rather than a mere failure of cooperation. As Clayman's (2001) work on answers and evasions shows, Sato's reactions to Kurokawa's reminders and interruptions demonstrate how a public figure may resist the agenda of questioning while still producing turns that remain formally recognizable as answers.

Excerpt 3 further illustrates how political accountability is negotiated through indirectness, reformulation and topic redirection. Sato's responses display a pattern of evasive answering: he does not openly refuse Sakiyama's questions, but repeatedly shifts their trajectory. This is especially visible when Sakiyama asks whether he had requested that the 20 millisievert/year standard be lowered. Rather than providing a direct yes/no response, Sato first reformulates the already-established issue, asks for confirmation and later redirects the discussion to Kosako's resignation and broader public confusion. These moves function as delay devices, enabling him to avoid immediately addressing his own actions as governor. This pattern is consistent with sociolinguistic approaches to political discourse, which show that public hearings and institutional questioning are organized around accountability, but that witnesses and political figures may resist such accountability through indirect or non-type-conforming responses (Clayman & Heritage, 2002; Heritage, 1984). In this exchange, Sakiyama's repeated follow-up questions work to restore the original agenda of the questioning, while Sato's answers shift the focus from his own responsibility to contextual factors, including government confusion, schoolyard decontamination and

financial support. The interaction therefore demonstrates that evasion is not simply a matter of not answering, but is accomplished through locally organized conversational practices.

The excerpts examined in this paper also resonate with recent work on public hearings, especially studies that examine how committee members respond to witnesses' answers in third position and pursue accountability through follow-up turns (Okada, 2019; Okada, 2024, 2025). Sakiyama's repeated clarification requests show that Sato's answers are treated as insufficient within the interaction itself. His eventual affirmative answer emerges only after Sakiyama narrows the question to whether he had negotiated the matter, suggesting that direct accountability becomes possible only when the question is reformulated into a more constrained form. A similar evasive pattern appears in Sato's response to Sakiyama's question about possible sanatorium programs for children in high-radiation areas. Instead of addressing whether such a policy existed or was being considered, he redirects the answer to ongoing decontamination efforts. This substitutes a general account of administrative action for a direct response to the specific proposal concerning children's temporary relocation. In political-discursive terms, Sato's answers allow him to present Fukushima Prefecture as active, concerned and responsive, while avoiding a clear statement about whether stronger protective measures had been requested or planned.

Taken together, these findings show how political responsibility is managed through the interactional organization of testimony. Sato's equivocation is not produced through silence or overt refusal, but through extended talk, indirect answering and the recontextualization of specific questions into broader narratives of effort, concern and administrative response. The analysis thus contributes to studies of political discourse and public hearings by showing how accountability can be simultaneously invoked by questioners and deflected by witnesses within the sequential unfolding of institutional interaction. In the context of post-Fukushima political discourse, such evasive practices are especially significant because they shape how responsibility for risk, protection and public trust is articulated, distributed and obscured.

References

- Bavelas, J. B., Black, A., Chovil, N., & Mullett, J. (1990). *Equivocal communication*. Sage.
- Bull, P. (1994). On identifying questions, replies and non-replies in political interviews. *Journal of Language and Social Psychology*, 13(2), 115–131.
- Bull, P. (2008). "Slipperiness, evasion, and ambiguity": Equivocation and facework in noncommittal political discourse. *Journal of Language and Social Psychology*, 27(4), 333–344.
- Bull, P., & Mayer, K. (1993). How not to reply to questions in political interviews. *Political Psychology*, 14(4), 651–666.
- Chen, H., & Liu, Y. (2025). Refusals in Japanese parliamentary deliberations. *Journal of Pragmatics*, 242, 237–250.
- Chovanec, J. (2020). "Those are not my words": Evasion and metalingual accountability in political scandal talk. *Journal of Pragmatics*, 158, 66–79.
- Clayman, S. E. (2001). Answers and evasions. *Language in Society*, 30(3), 403–442.

- Clayman, S. E., & Heritage, J. (2002). *The news interview: Journalists and public figures on the air*. Cambridge University Press.
- Clementson, D. E. (2016). Why do we think politicians are so evasive? Insight from theories of equivocation and deception, with a content analysis of U.S. presidential debates, 1996–2012. *Journal of Language and Social Psychology*, 35(3), 247–267.
- Ekström, M. (2009). Announced refusal to answer: A study of norms and accountability in broadcast political interviews. *Discourse Studies*, 11(6), 681–702.
- Feldman, O. (2006). *Talking politics in Japan today*. Sussex Academic Press.
- Feldman, O., & Bull, P. (2012). Understanding audience affiliation in response to political speeches in Japan. *Language and Dialogue*, 2(3), 375–397.
- Feldman, O., & Kinoshita, K. (2017). Expanding factors in threat to face: Assessing the toughness/equivocation connection in Japanese televised political interviews. *Language and Dialogue*, 7(3), 336–359.
- Feldman, O., & Kinoshita, K. (2019). Ignoring respect: The effects of threat to face on replies and the ensuing questions during broadcast political interviews in Japan. *Journal of Language and Social Psychology*, 38(5–6), 606–627.
- Feldman, O., Kinoshita, K., & Bull, P. (2015). Culture or communicative conflict? The analysis of equivocation in broadcast Japanese political interviews. *Journal of Language and Social Psychology*, 34(1), 65–89.
- Feldman, O., Kinoshita, K., & Bull, P. (2016). “Ducking and diving”: How political issues affect equivocation in Japanese political interviews. *Japanese Journal of Political Science*, 17(2), 141–167.
- Feldman, O., Kinoshita, K., & Bull, P. (2017). Failures in leadership: How and why wishy-washy politicians equivocate on Japanese political interviews. *Journal of Language and Politics*, 16(2), 285–312.
- Fukushima, A. (2024). Facebook no chūritsusei o meguru imi no kōchiku: Kōchōkai de no kaitō ni okeru kansetsuteki kaihi no shōnin [The construction of meaning concerning Facebook’s neutrality: Acknowledgment of indirect evasion in answers at a public hearing]. *Gengo Bunka Kyōdō Kenkyū Project*, 2023, 21–30. <https://doi.org/10.18910/97326>
- Fukushima, A. (2025). Kyokusei shitsumon ni taisuru ōtō gimu no kōshō to setsumei sekinin no saikōchiku: Kōchōkai ni okeru senryakuteki ōtō no gengo jissen [Negotiating the obligation to respond to polar questions and reconstructing accountability: Linguistic practices of strategic responses in public hearings]. *Gengo Bunka Kyōdō Kenkyū Project*, 2024, 23–33. <https://doi.org/10.18910/102269>
- Furukawa, T. (2024). Chimei “Kapūkakī” to “Reddo Hiru” no shihyōsei: Hawai no kankyō osen mondai o meguru kōchōkai no kaiwa bunseki [The indexicality of the place names “Kapūkakī” and “Red

- Hill”: Conversation analysis of a public hearing on environmental contamination in Hawai‘i]. *Gengo Bunka Kyōdō Kenkyū Project*, 2023, 11–20. <https://doi.org/10.18910/97325>
- Furukawa, T. (2025). Maui-tō Rahaina genchi kōchōkai ni okeru chinmoku to kyōkan: Gikai-nai kōchōkai to no hikaku o nentō ni [Silence and empathy in a local public hearing in Lahaina, Maui: With comparison to an in-Congress public hearing in mind]. *Gengo Bunka Kyōdō Kenkyū Project*, 2024, 13–22. <https://doi.org/10.18910/102268>
- Heritage, J. (1984). *Garfinkel and ethnomethodology*. Polity Press.
- International Atomic Energy Agency. (n.d.). *Fukushima Daiichi nuclear accident*. Retrieved May 4, 2026, from <https://www.iaea.org/topics/response/fukushima-daiichi-nuclear-accident>
- International Commission on Radiological Protection. (2009a). Application of the Commission’s recommendations for the protection of people in emergency exposure situations: ICRP Publication 109. *Annals of the ICRP*, 39(1).
- International Commission on Radiological Protection. (2009b). Application of the Commission’s recommendations to the protection of people living in long-term contaminated areas after a nuclear accident or a radiation emergency: ICRP Publication 111. *Annals of the ICRP*, 39(3).
- Kikuchi, H. (2024). Multi-turned question preface that requires remedial responses. *Gengo Bunka Kyōdō Kenkyū Project*, 2023, 31–40.
- Kikuchi, H. (2025). Tsūyakusha ga kaishi suru jiko/tasha shūfuku: Beikoku kōchōkai de no pafōmansuteki ōtō no yūsenka [Interpreter-initiated self- and other-repair: Prioritizing performative responses in a U.S. public hearing]. *Gengo Bunka Kyōdō Kenkyū Project*, 2024, 34–45. <https://doi.org/10.18910/102270>
- Kinoshita, K. (2020). Japanese political interviews: The integration of conversation analysis and facial expression analysis. *Asian Journal for Public Opinion Research*, 8(3), 180–196.
- Kinoshita, K. (2023). *Japanese politicians’ rhetorical and indirect speech: Verbal and nonverbal communication usage*. Springer Nature Singapore.
- Kokkai Jikocho. (2012, May 29). Dai 17-kai Kokkai Tokyo Denryoku Fukushima genshiryoku hatsudensho jiko chōsa iinkai [The 17th meeting of the National Diet of Japan Fukushima Nuclear Accident Independent Investigation Commission] [Video]. *YouTube*. <https://www.youtube.com/watch?v=t-f7Zp9bO9E&t=4613s>
- National Diet of Japan Fukushima Nuclear Accident Independent Investigation Commission. (2012). *The official report of the Fukushima Nuclear Accident Independent Investigation Commission: Executive summary*. The National Diet of Japan. https://www.nirs.org/wp-content/uploads/fukushima/naic_report.pdf
- Normile, D. (2011, April 29). Government adviser quits post to protest Japan’s policy on radiation exposure at Fukushima. *Science*. <https://www.science.org/content/article/government-adviser-quits-post-protest-japans-policy-radiation-exposure-fukushima>

- Okada, Y. (2019). Discursive construction of “antisocial” institutional conduct: Microanalysis of Takata’s failure at the U.S. congressional hearings. *Journal of Pragmatics*, 142, 105–115.
- Okada, Y. (2024). “Hōchi sarete iru” koto o shimesu koto: TikTok o meguru Bei-kōchōkai no kaiwa bunseki [Showing that something is “being neglected”: Conversation analysis of a U.S. public hearing concerning TikTok]. *Gengo Bunka Kyōdō Kenkyū Project*, 2023, 1–10.
<https://doi.org/10.18910/97324>
- Okada, Y. (2025). Hinan no sōgo kōiteki tassei: TikTok CEO ni taisuru Bei-gikai kōchōkai no bamen imiron [The interactional accomplishment of blame: Scene semantics of the U.S. congressional hearing involving the TikTok CEO]. *Gengo Bunka Kyōdō Kenkyū Project*, 2024, 1–12.
<https://doi.org/10.18910/102267>
- Sposato, W. (2011, April 30). Japanese nuclear adviser quits. *The Wall Street Journal*.
<https://www.wsj.com/articles/SB10001424052748703567404576293201211871250>
- The Asia-Pacific Journal. (2011, April 29). *20 millisieverts for children and Kosako Toshiso’s resignation*.
<https://apjjf.org/asia-pacific-journal-feature/4661/article>

数をめぐる再定式化の実践—米国公聴会における議員による追及の組織化

福島 玲枝

1. はじめに

米国の公聴会は、立法案や社会的関心の高い話題について関係者が証言やデータを提供する公開セッションであり (U.S. Government Publishing Office, n.d.)、証人への宣誓義務や発言順序・時間配分の規定など、制度的な枠組みに基づき進行する (Heitshusen, 2017)。また、取り上げられるテーマは政策に関する事項だけでなく、企業の不祥事など社会的注目を集める問題も含まれ、証人が議員から責任を問われる場面でもある。このような公的な責任追及の場面では、数値を用いた説明も事実・証拠として提示されることが多く、その提示された数値を参与者たちがいかに受け取り、再構成するかは、議論の展開と追及の成否を左右する一つの重要な要素と言える。

Garfinkel and Sacks (1970, p. 350) は、会話参加者がそれまでの会話の一部を取り上げ、それを記述し、説明し、特徴づけ、要約し、あるいはその要旨を提示する実践を *formulation* (定式化) として論じている。Heritage and Watson (1979) はこれを発展させ、*formulation* を「先行する会話において記述・交渉されてきた状態を特徴づける」実践として定義し (p. 126)、そのようなパラフレーズによる実践が、保存 (*preservation*)・削除 (*deletion*)・変形 (*transformation*) という三つの特性を持つことを示した。またこれによって、*formulation* が先行発話の繰り返しとは異なり、先行発話の関連する特徴を保持しながら再構成することで、理解を示す実践であることを明らかにした (p. 129)。後に Bilmes (2011) は、会話においては先行発話それ自体もすでに特定の切り取り方に基づく *formulation* である以上、このような実践は *reformulation* (再定式化) として捉えるべきであることを指摘している。

Bilmes (2011) が論じた場面意味論 (*occasioned semantics*) によると、会話における表現の選択は文脈の中で意味を構成する行為であり、一般化 (*generalization*)・特定化 (*specification*)・尺度化 (*scaling*) などの操作を通して、話の方向性を制約し特定の含意を生み出す実践である。また Bilmes (2008) は、弁護士間の議論における定式化の実践に関して、表現の一般化の方向性とレベルが議論の組み立て方にどのように影響するかを示している。しかしながら、制度的に非対称な参与者間において、一見すると客観的で固定的とみなされがちな「数値」がどのように再定式化され、相互行為の連鎖の中で追及の資源として用いられるかという手続きについては、これまで十分に記述されていない。そこで本研究は、米国公聴会での数値的表現をめぐる再定式化の実践に着目し、議員がいかにして証人の提示した数値を追及の資源として再定式化していくかを体系的に記述することを目的とする。

2. 先行研究

制度的相互行為 (*institutional interaction*) とは、参与者の制度的・専門的なアイデンティティが相互行為の中で関連づけられる会話であり、日常の会話とは異なる制約のもとに組織される (Drew & Heritage, 1992)。またその相互行為の特徴としては、(1) 参与者による制度的目標への志向があること、(2) 発話や行為に対して制度的に固有な制約があること、(3) 制度に特有の推論の枠組みが動員されること、の三点が挙げられる (pp. 22–25)。この枠組みは、ニュースインタビュー、法廷での尋問、医療機関での問診など、さまざまな制度的相互行為の分析に応用されて

きており (cf. Clayman & Heritage, 2002)、本稿が扱う米国の公聴会における質疑応答も、発言順番の配分、議員と説明責任の伴う証人という権力関係が相互行為上関連づけられる点において、制度的場面での相互行為の一形態として考えることができる。

このような制度的場面での相互行為において、参加者が相手の先行発話をどのように言語的に再構成し、次の行為の資源とするかという再定式化 (reformulation) の実践は、これまでも様々な分析に適用されてきた。たとえば、Antaki (2008) は心理療法場面において、セラピストが患者の発話を再定式化することで特定の理解を前景化し、治療的な方向性を組織する実践を論じた。また、Barnes (2007) は会議場面において、議長が再定式化によって合意形成を促進したり、議論の方向性を制御したりする実践を示している。これらは、先行発話の何を保持し、何を変形させるかという選択を通して、続く相互行為の可能性を組み替える実践と捉えることができる。

また、公聴会場面に着目した研究では、議員の質問設計 (Kaur, 2022; Caldwell & Raclaw, 2023)、証人の応答実践 (Okada, 2019; 岡田, 2024)、言語選択とカテゴリー化の関係などに焦点を当て、相互行為の組織が明らかとされてきた。例えば、Caldwell and Raclaw (2023) は議員側の実践に着目し、証人が抵抗的な応答を行った際、議員が応答の後の位置において metacommentary という手段を用いることで、証人にさらなる応答責任を課す実践を示している。また、Okada (2019) は、証人が委員の情意的スタンスに対して適切な応答を示さなかったことが、「反社会的態度」として相互行為的に構築されるプロセスを明らかにしている。さらに Baffy (2020) は、議員による割り込み発話に対して証人が示す「割り込まれていること」の表示 (doing being interrupted) の非対称性が、マスメディアや傍聴者による議員への評価の差異に反映されるプロセスを明らかにした。公聴会という非対称な場面においても同様に、参加者たちが先行発話の何を、どのようにに取り上げるか (あるいは取り上げないか) が、追及や評価の割り当ての資源として機能していることがわかる。しかし、証人によって「客観的事実」として示されがちな数値に対して、議員側がその計算可能性や比較可能性をどのように利用し、自らの追及の資源として再構成するのか、その手続きについては、まだ十分な記述がなされていない。

そこで本稿では、Bilmes (2011) の提案した場面意味論 (occasioned semantics) の概念を数値的表現に援用する。Schegloff (2000) が示すように、出来事や行為、場所などは複数の粒度レベルで記述可能であり、その選択自体が相互行為上の実践となるが、この記述レベルの選択は、Bilmes (2011) が示す表現選択による意味構成の枠組みの中でも捉えることができる。Bilmes はそれらを意味を構成する修辭的行為として体系的に捉え、generalization (一般化) と specification (特定化)、co-categorization (共カテゴリー化) と contrast (対比)、scaling (スケーリング) といった観点での表現の選択を分析次元として示した。Bilmes の論じた一般化と特定化は、カテゴリーの抽象度レベルの上下移動を例として示されているが、その本質はどのレベルで記述するかという選択が修辭的結果をもたらすという点にある。同様に、尺度化は強度や程度に沿って配列することで含意を生み出す実践として示されているが、その中心は、複数の対象を対比可能な軸のもとに並置することで相対的な意味を構成する点にある¹。そこで、本稿ではこの概念を数値的表現に援用し、実数から比率への参照枠の移行を一般化の、集約的数値から内訳への分解を特定化の、異なる対象の数値の並置による対比構築を尺度化の、数値領域における適用として捉える。

¹ 一般化が同一指示対象の記述レベルを移行させる操作であるのに対し、尺度化は異なる対象を対比軸に沿って並置する操作であり、本稿では両者を異なる方向性を持つものとして区別する。

3. データ

本稿では、米議会における公聴会映像 (C-SPAN など で公開されている公式記録) から、数値的表現を含む証言とそれに対する議員の追及が観察される場面を抽出し、以下の 3 つの公聴会の抜粋を分析対象とする。

表 1 分析対象の公聴会データ概要

	Excerpt 1	Excerpt 2	Excerpt 3
日付	January 31, 2024	December 3, 2014	September 29, 2025
委員会	Committee on the Judiciary	Subcommittee on Commerce, Manufacturing and Trade, Committee on Energy and Commerce	Subcommittee on Oversight, Committee on the Judiciary
題目	“Big Tech and the Online Child Sexual Exploitation Crisis”	“Takata Airbag Ruptures and Recalls”	“Victims of Violent Crime”
発話 参与者	Alex Padilla (D-CA) Evan Spiegel (CEO, Snap Inc.)	Lee Terry (R-NE) Hiroshi Shimizu (Senior Vice President for Global Quality Assurance, Takata Corporation)	Brad Knott (R-NC) Jeff Asher (Co-Founder, AH Datalytics)
データ 出典	C-SPAN video archive	C-SPAN video archive	House Judiciary Republicans YouTube Channel

上記の抜粋は、いずれも公聴会という制度的相互行為場面において、議員が証人の提示した「数値」を再定式化し、相手への追及質問へと繋げる点で共通する。その一方で、その再定式化の方法については異なる特徴が観察できる。以下では、各事例において議員がどのような手続きを用いて数値を再構成し、自らの追及の資源として機能させているかを記述する。

4. 分析

4.1 一般化 (generalization) による再定式化：参照枠の転換と追及の構築

次の抜粋は、米国上院司法委員会での SNS 各社の CEO に対する公聴会における、議員 Alex Padilla (PD: カリフォルニア州選出の民主党上院議員) と Evan Spiegel (SP: Snap 社共同創業者兼 CEO) の質疑応答場面である。当該場面では、未成年ユーザーに対する安全対策が主たる話題となっており、PD は Snap が提供する保護者向け機能 (Family Center) の利用状況について質問する。ここで PD は、数値を一般化 (generalization: Bilmes, 2011) することで、続く追及の足場を相互行為の連鎖のなかで構築している。

抜粋 1 [00:05:57-00:06:28] PD: Padilla / SP: Spiegel

```
1 PD: mr. sp↑ie↓gel how many minors use (.) <snap>chat,  
2 and (.4) >of those minors,< how many have caretakers  
3 >that are registered< with your >↑family center.<  
4 SP: .hh (.) senator i believe approximately:: uh  
5 >in the united states< there are approximately  
6 twenty million uh teenage users .h of snapchat,=  
7 =>i believe< approximately two hundred thousand parents
```

8 use family center, >an' about< four hundred thousand
 9 teens >have< linked (.) their account to
 10 their parents >using family center.<
 11 (.3)
 12 → PD: so two (h)undred thousand >four hundred thousand<
 13 → sounds like >°a big number, °< but <small> in per↑cent↓age
 14 → (.4) .hh >of the minors using snapchat.
 15 (.4)
 16 .hh uh::: what >are you doing< to ensure
 17 >that< young people and their >guardians<
 18 are aware of the tools >you offer.<
 19 (1.1)
 20 SP: senator we (.) uh (.3) create a bann↑er for family center
 21 on the user's profiles, so that

1-3 行目において PD は、Snapchat を利用する未成年の数と、そのうちファミリーセンターに登録した保護者の数という二つの数値を質問する。そして SP は 4-10 行目で、未成年利用者が「約 2,000 万人」、ファミリーセンターを利用する保護者が「約 20 万人」、保護者アカウントと連携した未成年が「約 40 万人」という三つの数値を順に示す。また “approximately” や “i believe” などの表現を伴い、数値の正確性を留保しながら応答する。

それに対して PD はまず、SP が具体的な指示対象（「保護者」「未成年者」）とともに示した数値を、指示対象から切り離して引用し、それらを “big number” として評価する。続けて PD は、その数値を先行する SP の応答で示された総数（約 2,000 万人）との比率という参照枠に置き直すことで、「絶対量としては大きい」という評価を「割合（普及率）としては小さい」という評価へと転換する。ゆっくりと発話された “small” と上昇下降調の抑揚 (“per↑centa↓ge”) は、この評価の転換をさらに際立たせる韻律的資源として機能している。この PD による再定式化は、個々の具体的な実数という記述レベルから、総数との比率へ移行させるもので、一般化の数値領域への適用として捉えることができる。結果的に SP は、PD のこの再定式化に対して明示的な同意や異議を示さず、PD の示した評価枠組みが、既成事実として相互行為上で維持される。

さらに「普及率は低い」と確立された枠組みを追及の足場として、PD は 16-18 行目で「ツールの認知と普及が不十分である」との問題を前提に埋め込んだ質問へと繋げる。ここでは「ツールが知られていないこと」が問題として定式化され、SP は「ツールを作った」との事実では免責されない立場へと置かれている。このように追及の足場は、相手が示した数値を承認しながら、その意味の枠組みを一般化によって組み替えることによって構築される。次節は、これとは対照的に、集約的な数値をより細かな粒度へと分解する特定化の操作が、同様の追及機能を果たす事例を示す。

4.2 特定化 (Specification) による再定式化：非対称性の顕在化と追及の構築

次の抜粋は、Takata エアバッグ事故に関する公聴会²での、議員 Lee Terry (LT: ネブラスカ州選出の共和党下院議員) が 清水博 (HS: タカタ株式会社品質保証担当副社長) に対して行った質

² Takata のエアバッグ欠陥問題は、高温多湿環境下でインフレーターが破裂し金属片が飛散するというもので、2004 年のアラバマ州での事故以降、各地で複数の死傷者が報告されていた。また、NHTSA (National Highway Traffic Safety Administration: 米国運輸省道路交通安全局) は 2014 年 11 月に Takata に対して nationwide recall を要求したが、Takata はデータが高温多湿地域に限定した問題であることを示しているとしてこれを拒否していた。この公聴会は Takata が NHTSA の

疑の一部である。LT は NHTSA による regional field action 要請以降に実施されたテスト数とその内訳を問いながら、HS が提示した総数 “around four thousand pieces” を段階的に特定化することで、続く追及の足場を構築している。

抜粋2 [00:42:52-00:45:38] LT: Lee Terry / HS: Hiroshi Shimizu

13 LT: .hh >how many< (.3) <passengers,> (.3) side
14 and driver side (.) airbag inflators
15 have been (.) tested .hh (.) to this date
16 (.) so june fourteenth (.) to (.3) today.
17 (1.2)
18 HS: .hhh (1.1) to my knowledge, (.) ah::: (.) up to today,
19 (.3) ah:: we (.) tch complete the test
20 .hh ah::: (.9) .hh around (.4) four thousand,
21 (.7) pieces.
22 (.7)
23 LT: tch .hhh (.3) now tha- >°come out°< the
24 four thousand (.5) ah::n (.4) tests, (.7)
25 .h >are they evenly< divided >between<
26 passenger and driver <side,>
27 (1.3)
28 HS: .h it's ah:: uh::: (.3) >most of the< part
29 is the passenger side, (.) >and uh::< (.3)
30 uh::: i think for driver side (1.3)
31 uh tested °qu-° ah: quantities about hh (.4)
32 uh:: i believe °fo-° around >four hundred.<
33 (.6)
34 LT: .hh tch (.) <four hundred.>=
35 HS: =yeah. (.) four >hundr°ed.°<
36 (.3)
37 → LT: tch so:: um (.) >thirty six< hundred
38 → >of the< tests >were on the< passenger side.
39 (.3)
40 HS: yes.
41 LT: .hhh so >out of< the thirty six hundred uh:: on the
42 passenger side airbags (.) .hh uh: >how many<
43 <ruptures> have occurred.
44 (1.7)
45 HS: .hhh it's a:: uh::hh .hh (1.1) i don't ve (.5)
46 uh:: ac- accurate number but i believe (.)
47 around (.) uh::: >a little bit< less than sixty.
48 (1.4)
49 LT: <less ↑than sixty.> hh <n↑kay,> (.3)
50 .hhhh (.3) uh::: (.) how about on the driver's
51 side >of the< four hundred that was tested.
52 (.3)
53 HS: uh:: (.) zero >at this< moment.
54 (.)
55 LT: .hh <ze:ro.>
56 (.4)
57 LT: .hhh h. (1.1) .hh (.3) how many
58 uh:: uh: uh-uh (.7) TEhhSTs hh (.3)
59 <are you doing hhh> (.5) u::m (.5)
60 tch (.) currently. hh (.) PER day.

要求を拒否した翌日に開催されたものである。また、NHTSA が regional field action への参加を求めたのは公式には “mid-June 2014” とされており、LT の 16 行目の発話 “june fourteenth” は、この日付を指すものと考えられる (U.S. House of Representatives, 2014)。

61 (.8)
 62 HS: hh (.7) hhh (.7) uh:: pa- ah::: (.)
 63 currently, we are testing about (.) uh:::
 64 hundred ah::: inflators >per day.<
 65 (.7)
 66 LT: tch .hhh (.) hundred what? >per day?<
 67 (.5)
 68 HS: hundred uh pieces per day (.3) tes[t-
 69 LT: [°th° pieces,
 70 er: are those all pahssenger, o:r
 71 >again is it tr< ra- (.3) °.hhh° (.)
 72 bo[th.
 73 HS: [hh °uh a° ↑it's uh::: sometimes only
 74 >passener side.< (.) ah:::
 75 >sometimes,< o- ah: only >driver side,<
 76 or mixed. (.3) it [depend and ah:::
 77 LT: [mm.
 78 HS: which- what kind of inflator we collect
 79 th- from the region.
 80 (.8)
 81 LT: very good .hh with th- uh (.8)
 82 tch (1.3) °un° (.8) .hh (1.4)
 83 with the::: (.7) your (.8) continued
 84 the: stance on (.3) uh opposing ei na:tional (.)
 85 recall, (.3) .hhh uh: ↑what about takata's
 86 test re↑sults leads you to believe
 87 >that a national recall of all drivers side airbags is<
 88 not(h) (.) needed or appropriate.

13–16 行目において LT は、Takata が受け入れた NHTSA の regional field action 要請を前提としてテスト数の内訳を質問する。ここでは、“passenger side and driver side” という二項目をゆっくりと発話しながら対比させ、内訳の開示を促す問いとして組み立てている。HS は 18–21 行目で、“to my knowledge” と自身の発話への不確実性を示唆しつつ、“around four thousand pieces” と集計的な数値で回答するが、LT が求めた二項目の内訳は提示されない。そこで LT は、“now tha- come out the four thousand tests” (23–24 行目) と HS の示した数値を繰り返すことで、その数値自体は承認されたものとして次の質問の前提として保持する (Heritage & Watson, 1979)。その上で求めていた内訳がまだ提示されていないことを明示し、特定化の要求を行う。LT は “are they evenly divided” との極疑問文の形で、均一な分配を候補解として埋め込みながら内訳の開示を要求することで、HS が「均等ではない」と答えた際、内訳を開示 (数値の特定化) することが次の行為として適切化される形で問いを組み立てている。

その質問に対しても、HS は 1.3 秒の沈黙 (27 行目) を経て、テストの大半が助手席側であったことを前置きし (28–30 行目)、ためらいや沈黙、“i believe” という不確実性を示しながら、やや急速調で運転席側が「400 程度」であると応答する (31–32 行目)。それを受けた LT は 34 行目で “four hundred” とゆっくりと繰り返し、HS が示した応答から「400」という数値のみを選択的に取り出して確定し (Heritage & Watson, 1979)、次の発話の足場として明示的に取り上げる。そして「4,000」から保持した「400」を差し引いた「3600」という数値を “so thirty six hundred of the tests were on the passenger side” と助手席側のテスト数として提示する (37–38 行目)。これは算術的推論による回答であるが、集約的な数値を内訳へと分解するという点で特定化と方向性を共有する行為として理解される。またこの数値は、冒頭の “so” によって HS の先行発話から論理的に導かれた推論として、HS による承認を志向する形で提示され、それに対し

て HS は “yes” と明示的に承認する。結果として、HS が最初に提示した「4000」という数値は、LT による段階的な特定化を通じて (Bilmes, 2011)、「助手席側 3600／運転席側 400」という内訳として相互行為上に確立され、双方が対比可能な偏りとして可視化される。

さらにその数値は、前項の事例と同様に、続く追及の資源として機能する。41 行目でも LT は、“so out of the thirty six hundred” と HS が承認した数値を足場として引用しながら、助手席側エアバッグの破裂数を質問し、テスト結果のさらなる特定化を要求する。そしてここでも HS が正確性を留保しながら「60 件未満程度」と応答した内容を、LT は 49 行目で “less than sixty” とゆっくりと繰り返してこの数値を確定させた後、“how about on the driver’s side of the four hundred that was tested” と運転席側へと問いを転換する。これにより運転席側との対比が前景化され、53 行目の HS の “zero” という応答によって、「助手席側 3600 件中 60 件未満の破裂」対「運転席側 400 件中ゼロ」という非対称性が際立つ形で示される。

最終的に LT は 57–60 行目で、1 日あたりのテスト数という新たな観点を導入する。63–64 行目で HS が「1 日 100 件」と応答し、LT が “hundred what? per day?” との確認 (66 行目) を経てこの数値を確定すると、NHTSA の要請があった 6 月から公聴会当日の 12 月までという期間との組み合わせにより、冒頭の「4,000 件」という総数が時間軸の上でも特定化され、そのテスト規模の限界が明示される形となっている。そして、69–72 行目で LT は内訳の開示を要求する。“again” という語は、LT が 25–26 行目で行った特定化の要求と同じ操作を繰り返していることを明示しており、HS に対して内訳の開示が再度適切化される。これに対して HS はテスト対象が地域の回収状況に依存していることを説明するが (73–79 行目)、この応答は HS 自身の言葉によって、運転側のテストが体系的・計画的に実施されているわけではないことを相互行為上で可視化することとなっている。

一連の連鎖を通じて再定式化された数値は、最終的に 81 行目以降の「全米規模のリコール (national recall) 拒否の妥当性」を問う資源として用いられる。つまり、HS が最初に「4000 件のテスト実績」として提示した数値は、LT による段階的な特定化の要求と HS による逐次的な承認を経て、HS が否定できない事実として相互行為上に確立される。さらに、それはタカタ側の判断の脆弱性を追及するための、ある種の準証拠 (quasi-evidence) として機能し (Bilmes, 2011)、HS は自身が認めた数値によって「安全性を主張するには不十分である」という文脈で追及される立場に置かれる。数値の再定式化は、事実の確認にとどまらず、相手が自ら主張した根拠を資源として責任を問い直す相互行為的实践となっている。

4.3 複合的操作による再定式化：主張枠組みの再編成と追及の組織化

最後の抜粋では、特定化・一般化・尺度化という三つの操作を組み合わせることで、証人の主張の枠組みそのものを再編成する実践として機能する事例を示す。この抜粋は、共和党議員 Brad Knott (KN) が証人 Jeff Asher (AH) に対して行った質疑応答場面である。AH は先行部分で、FBI や独自の集計に依拠しつつ、米国における murder や violent crime が近年大きく減少していると述べていた。これに対し KN は「犯罪減少」という主張の統計的・概念的枠組みを問い直す追及を組み立てていく。

抜粋 3 [01:41:52–01:44:35] AH: Asher / KN: Knott

1 KN: mr asher, i want to start with you

2 you talked about the decline in the homicide rates
3 over the last time period (.) what time period
4 specifically are you referring to.
5 (.6)

6 AH: .hh uh:: in general, murder rose 30 percent
7 nationally in twenty twenty, (.) .h had stayed
8 generally at that level >between< twenty twenty
9 >to< twenty t-twenty two:: (.5)
10 fell about ten percent in twenty twenty three::
11 (.3) last year >the< fbi >had it at<
12 fourteen fifteen percent >and then<
13 so fa:r (.5) the best estimate is roughly
14 a twenty percent decline this year
15 (.8)

16 → KN: in terms of the homicides >that< you're
17 → referring to >what are the< overall numbers
18 → per year on average.
19 (.7)

20 AH: uh:: (.7) twenty fourteen >is previously<
21 the lowest murder rate >ever recorded<
22 in the US was about fourtee:n (.3) hundred
23 five hundred, >in< twenty (.5) twenty
24 it hit >about< twenty two thousand.=

25 KN: =and are you referring to convictions, charges,
26 (.2)

27 AH: no this is just (.) from police reporting says
28 >that< nothing to do with the prosecution angle=
29 KN: =the only reason why i'm asking i:s
30 you're aware that it- it's is e:i
31 it is a homicide to sell a
32 lethal dose of drugs (.4) correct?
33 (.7)

34 AH: so: (.3) in this case it's the difference
35 between a homicide and a murder,
36 from the:[] the prosecution side=
37 KN: [interesting]
38 AH: =that can be homici:de
39 but from the::: (.5) way that the fbi is
40 >countin' it< it would be ei::
41 [non mu- murder homi[cide
42 KN: [sure bu-]eh: hom-
43 >non murder homicide< oka[y >well<
44 AH: [yes]

45 → KN: a homicide (.3) result a criminal activity
46 → results in the death of (.3) the victim. >correct,<
47 (.7)

48 AH: uh:: (.3) >yes<=
49 → KN: =a::nd isn't it true >that< since two thousand
50 → >there have been< roughly a million <five> victims
51 → who have lost their lives because of overdoses.
52 (1.1)

53 AH: uh:: i (.) don't have that number,
54 >but i< ca[n
55 KN: [okay
56 (.6)

57 KN: [uh:: so that- tha-]
58 AH: [() i don't doubt that]
59 KN: that's not as <rosy> a:s crime is going away,
60 crime is de:creasing correct.=
61 =that's a million five (.4) one point five

62 million americans over the last twenty years
 63 (1.2)
 64 who were not captured in this batch of stats
 65 (1.3)
 66 it's astounding. (.8) it's astounding.
 67 (.8)
 68 KN: uh::: you're also aware that there was a leader in the capitol

1-4 行目において KN は、AH が先行して主張した「殺人発生率の低下 (decline in the homicide rates)」³の対象となる期間を問う。AH は、2020 年に 30%上昇した殺人率が 2020 年から 2022 年は変化なく、2023 年に約 10%低下し、さらに 2025 年は約 20%減少しているという推移を「割合」という尺度で説明する (6-14 行目)。これを受けた KN は 16-18 行目で、“what are the overall numbers per year on average” と問い直す。この質問は、AH が用いた相対値 (割合) から実数へと回答の次元を移行させる特定化の要求となり、AH は 20-24 行目で、過去最低の約 14,500 件から 2020 年の約 22,000 件という、FBI 統計による具体的な数値を提示する。

その後、KN は示された統計の制度的な根拠を問い (25 行目)、警察報告に基づく統計であることを確認した後、AH の発話に続けて即座に発話を開始する (29 行目)。KN は “the only reason why I'm asking is” との前置きで、直前の根拠確認と次の命題提示とを論理的に接続し、話題転換を正当化した上で、「致死量の薬物を販売することは homicide である」の命題を平叙文形式で提示し、末尾の “correct?” によって AH からの承認を志向する形で組み立てる。これにより、薬物による死を包含する広義の「homicide」が、AH の依拠する狭義の「murder」の上位概念として導入される。

これに対して AH は 34 行目で明確な応答を避け、FBI の集計では薬物による死が “non-murder homicide” に分類されることを主張し、相手の示したカテゴリーへの抵抗を示す。KN は 42-43 行目で AH の発話に被せる形で、“non murder homicide” という表現を繰り返して承認した後、45-46 行目で「犯罪行為の結果として被害者が死亡すること」との一般定義を平叙文で再提示し、“correct?” との明示的な合意要求を通じて 48 行目において AH の承認を引き出す。この一般化の操作により、AH は一般定義としての homicide に限定的に合意する立場に置かれ、広義の homicide というカテゴリーが相互行為上の前提として確立される。

拡張されたカテゴリーを足場として、KN は 49-51 行目で「2000 年以降にオーバードーズで死亡した被害者は約 150 万人 (a million five victims)」という数値を提示する。KN は年間 22,000 件という数値に対して、20 年以上の累計である 150 万人という数値を対置する。ここでは記述の時間粒度 (Schegloff, 2000) を操作することで、異なる時間軸の数値を対比可能なものとして並置し、AH の示した数値を相対的に小さいものとして位置付ける。この実践は、Bilmes (2011) の尺度化と方向性を共有しており、AH の示した枠組みが捉え損ねている死者の規模を前景化する資源として機能している。そして、AH が 58 行目でこの数値を “i don't doubt that” と述べるこ

³ ここでの decline は、本抜粋以前の Asher の証言を指している。動画開始 54 分頃の冒頭で、“I'm here today to discuss the data which shows a sharp decline in murder and violent crime in America over the last few years.”と述べた上で、犯罪減少を示す数値を示すが、証言では、「over the last few years」「2023-2024」「through July 2025」など複数の時間スケールが併用され、減少傾向は一般化された形で提示されている (U.S. House of Representatives, 2025)。Knott の質問はその部分に言及しているものと思われる。

で、KN の提示した数値に明示的な反論が行われないうまま、相互行為上の対比軸として保持される。

このように KN は、特定化による数値の次元の移行、一般化によるカテゴリーの拡張、尺度化による非対称な数値の配置という操作を段階的に積み重ねることで、AH の示した「犯罪は減少している」との主張が限定的な統計的枠組みに依拠したものであることを前景化する。59 行目で KN が示す “that’s not as rosy as crime is going away” という評価は、これまでの再定式化の連鎖を通じて確立された前提を根拠としている。つまり、AH の示した数値が捉え損ねている 150 万人という死者の規模を対置することで、AH の状況認識が楽観的であることを示している。さらに KN が “astounding” との評価を繰り返すことで、この枠組みの限界は統計的な問題にとどまらず、道徳的な評価を伴うものとして示される。

5. おわりに

本稿は、米国連邦議会の公聴会における議員と証人の質疑データを対象に、議員が証人の提示した数値的表現を再定式化することで追及を組織化する実践を記述した。ここで議員は、証人の提示・確認した数値を資源として保持したうえで、特定化・一般化・尺度化という手続きによって意味の枠組みを変える。この再定式化を通じて、証人は自身が提示・承認した数値によって問い直される立場に置かれ、確定された数値は準証拠 (quasi-evidence; Bilmes, 2011) として相互行為上の前提となり、議論の方向性を制約する。

制度的相互行為における再定式化の研究がこれまで主に言語表現やカテゴリーを対象としてきたが、分析を通して、証人から提示される一見固定的・客観的とみなされがちな「数値」という資源も再定式化の対象となり、追及の組織化において体系的に機能することを示している。今後はさらに、このような議員の実践に対して証人側がいかに抵抗し、あるいは受け入れるかという応答実践を記述することで、追及と応答の組織化をより包括的に明らかにできるだろう。

参考文献

- Antaki, C. (2008). Formulations in psychotherapy. In A. Perakyla, C. Antaki, S. Vehvilainen, & I. Leudar (Eds.), *Conversation analysis and psychotherapy* (pp. 26–42). Cambridge University Press.
- Baffy, M. (2020). Doing ‘being interrupted’ in political talk. *Language in Society*, 49(5), 689–715.
- Barnes, R. (2007). Formulations and the facilitation of common agreement in meetings talk. *Text & Talk*, 27(3), 273–296.
- Bilmes, J. (2008). Generally speaking: Formulating an argument in the U.S. federal trade commission. *Text & Talk*, 28(2), 193–217.
- Bilmes, J. (2011). Occasioned semantics: A systematic approach to meaning in talk. *Human Studies*, 34(2), 129–153.
- Caldwell, M., & Raclaw, J. (2023). ‘I just need a yes or no’: Managing resistant responses in US Senate hearings. *Discourse Studies*, 25(5), 618–640.
- Clayman, S., & Heritage, J. (2002). *The news interview : journalists and public figures on the air*. Cambridge University Press.
- Drew, P., & Heritage, J. (1992). Analyzing talk at work: An introduction. In P. Drew & J. Heritage (Eds.), *Talk at work: Interaction in institutional settings* (pp. 3–65). Cambridge University Press.

- Garfinkel, H., & Sacks, H. (1970). On formal structures of practical actions. In J. McKinney & E. Tiryakian (Eds.), *Theoretical sociology: Perspectives and developments* (pp. 337–366). Appleton-Century-Crofts.
- Heitshusen V. (2017). *Senate committee hearings: Witness testimony*. CRS Report No. 98-392. Washington, DC: Congressional Research Services.
- Heritage, J., & Watson, D. R. (1979). Formulations as conversational objects. In G. Psathas (Ed.), *Everyday language: Studies in ethnomethodology* (pp. 123–162). Irvington.
- Kaur, T. (2022). Conversation analysis in a US Senate Judiciary hearing: Questioning Brett Kavanaugh. *Discourse Studies*, 24(4), 423–444.
- Okada, Y. (2019). Discursive construction of “antisocial” institutional conduct: Microanalysis of Takata’s failure at the U.S. congressional hearings. *Journal of Pragmatics*, 142, 105–115.
- 岡田悠佑 (2024) 「「放置されている」ことを示すこと—TikTok を巡る米公聴会の会話分析—」『応用会話分析研究 2023—政治経済外交の相互行為実践— 言語文化共同研究プロジェクト 2023』, 1–10.
- Schegloff, E. A. (2000). On granularity. *Annual Review of Sociology*, 26(1), 715–720.
- U.S. Government Publishing Office. (n.d.). About Congressional hearings. GovInfo. Retrieved April 30, 2026, from <https://www.govinfo.gov/help/chrg>
- U.S. House of Representatives, Committee on Energy and Commerce, Subcommittee on Commerce, Manufacturing, and Trade. (2014, December 3). *Takata airbag ruptures and recalls* [Hearing transcript]. <https://docs.house.gov/meetings/IF/IF17/20141203/102776/HHRG-113-IF17-Transcript-20141203.pdf>
- U.S. House of Representatives, Committee on the Judiciary, Subcommittee on Oversight. (2025, September 29). *Victims of violent crime* (Serial No. 119–37) [Hearing]. U.S. Government Publishing Office. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/CHRG-119hhr61749/pdf/CHRG-119hhr61749.pdf>

対照的カテゴリー化の実践を用いた認識と責任の下方修正

菊池 春花

1. はじめに

仕事や日常の会話において、特定のトピックに関して自らの知識が不十分であると提示することは頻繁に起こり、「誰が何を知らず、よって特定の事象に関しての責任を主張しないか」は参与者同士の利害関係に繋がる。よって、不十分な知識を主張し、それに紐づく相互行為的責任を灰めかすための相互行為的手続きは、コンテキストをまたいだ需要があると言える。

「知らない」、「分からない」、「I don't know」などの不十分な知識の主張はその用いられ方によって異なる行為をなし、話し手が実際に知識の欠如を示すのか、もしくは「答えたくない」など他の意味を提示するのかは、話し手と受け手の相互行為をとおして特徴づけられていく (Beach & Metzger, 1997)。このような行為は話し手が自らの認識を下方修正する行為であり、Beach・Metzger (1997) によると、日常会話で見られる応答としての不十分な知識の主張には、発話の不確実性や疑いを提示する機能や、同意・不同意を避け中立的スタンスを取る機能、また招待や要求に対して消極的な関与を示すなどの機能が報告されている。さらに Drew (1992) は裁判の証人尋問において用いられる “I don't know” について、敵意的な質問を肯定することを避ける手段としての役割を示している。つまり、不十分な知識の主張はそれ自体が実際に知識の不足を表すかにかかわらず、体系的に用いられる相互行為的資源であると言える。

第二言語話者にとっても、このような認識を下方修正する行為は様々な文脈をまたいで必要とされる言語的資源だろう。しかし、第二言語話者が不十分な知識の主張を含めた認識的下方修正の行為の産出に関して、その指導過程で上述のように発話の機能を分類して提示する例はまだ少ない。また、「分からない」、「I don't know」などの短い第二言語表現は初級の学習者にとって利用可能な第二言語資源であるのに対し、上級学習者はさらに複雑な表現を組み合わせ当該の行為を産出する方法を身に着け、細やかな発話機能を実践する必要がある (e.g., Bardovi-Harlig, 2012)。

認識的下方修正という日常的行為は、どのような相互行為的構造をもって産出されることで、どのような機能をなすのか。本研究では特に米公聴会の利害関係が高い文脈で、証人が認識的下方修正のために用いる相互行為実践の詳細な仕組みと、それがどのように特定の機能を果たしているかを明らかにする。認識的下方修正として “I don't know” ではなく、複数の発話ユニットを用いた行為を対象に分析する。本研究ではこれをもとに、上級の学習者に向けた第二言語指導の一端に貢献するため、認識的下方修正の機能別の発話方法を明示することを目的とする。

2. カテゴリーの使用に基づく認識の提示

話し手が認識を下方修正するさい、それが他の参与者によって問題視される文脈がある。その一部は、話し手がとあるカテゴリーに属することにより、特定の認識領域についての知識を持つことが期待される場合である。たとえば、「教師」というカテゴリーは特定の科目について「生徒」というカテゴリーに属する人物よりも認識的ステータスが高いと期待される。このように、特定のカテゴリーにはそれに紐づく知識領域や、そこから派生する義務や権利、責任がある (Hester & Eglin, 1997; Stivers et al., 2011)。我々の日常会話では、どのような情報や義務などがど

の参加者のカテゴリー的領域に属するかを即座に評価することで、知識や責任を問う、回答するなどの行為が説明可能になると言える (Heritage, 2012)。

このように、人々のカテゴリー的志向や実演によって、どのような行為の産出が正当化されるかを明らかにする分析手法として、成員カテゴリー化分析 (Sacks, 1972) がある。この手法は、前述の知識や義務、権利、責任にとどまらず、特定のカテゴリー実践とそれが結びつける行為の説明可能性を分析し、人々が日々用いる行為の産出と理解に関わる手続きを明らかにする。成員カテゴリー化分析では、カテゴリーを予め定められた固定的な現象として捉えず、相互行為の中で動的に当てはめられ、変化する参加者の不測的な相互行為実践として記述する。よって、発話や相互行為で観察可能なカテゴリー的実践とそれによる行為の産出は、詳細に記述されることでその手法が明示的に共有されることに繋がる。

本研究では成員カテゴリー化分析に加え、従来の会話分析的研究が焦点としてきた参加者の認識に関わる分析的観点を用いる。公聴会の参加者である米議員と証人が、どのようなカテゴリーを志向することで、自らもしくは相手の認識領域と責任をどのように描写するかを明らかにする。この結果として産出される認識的下方修正を、特定の役割を担うためのパターンとして記述し整理することで、本研究は上述した研究目的へアプローチする。

3. データ

本研究で用いる公聴会は、2010年に米・ルイジアナ州沖のメキシコ湾で発生した原油の流出と爆発・沈没に関する事故の賠償責任を巡り、2010年7月22日に米国上院の国土安全保障・政府活動委員会小委員会が開催したものである。

事故は英ブリティッシュ・ペトロリウム株式会社 (以下 BP) の運営する「ディープウォーター・ホライズン」と呼ばれる掘削装置が掘削作業中にガスを噴出したことに起因し、その後87日間にわたり海底の井戸口から原油が流出した。爆発により作業員11名が死亡、17名が負傷したとともに、およそ490万バレルの原油流出によって海洋環境に甚大な被害をもたらした。

この掘削計画には主操業者の BP 社 (掘削権益 65%) の他に、米アナダルコ社 (掘削権益 25%) と日本の三井物産および三井石油開発の子会社である MOEX Offshore 社 (以下 MOEX、掘削権益 10%) が共同出資者として参画していた。抜粋内で言及されるように、現場運営は BP 社が担い、共同出資者の2社は非操業者として作業報告を受け取っていた。

抜粋内では証人側の参加者として、BP が設立した被害補償基金の管理者であるケネス・ファインバーグ弁護士と、アナダルコ社のジェームス・ハケット CEO、MOEX 社の石井直樹社長が証言している。石井社長は通訳をとおして日本語で答弁を行った。公聴会の開始時点では、米国からの原油除去作業に関わる費用請求にアナダルコ社と MOEX 社が応じておらず、両者は BP が支払い責任を持つことを明示した。各議員に約7分間の質疑応答の時間が与えられ、抜粋ではトム・カーパー上院議員による質問場面を用いる。

以下に参加者の抜粋表記をまとめる。

表 1 参加者の氏名と抜粋内表記

所属	氏名	抜粋内表記
上院議員	トム・カーパー氏	CP
アナダルコ社 CEO	ジェームス・ハケット氏	HK
MOEX 社 社長	石井直樹氏	IN

4. 分析

カーパー議員の質疑の順番では、まずファインバーグ氏に対して「基金への不正賠償請求をどう防ぐか」と、ハケット氏に対して「アナダルコ社が BP に重大過失があったと主張した根拠はなにか」と質問した。後者に対してハケット氏は、議会による事故調査の一環としてワックスマン議員とストゥーバック議員から BP 社の CEO トニー・ヘイワード氏へ送られた書簡 (2010) で言及された内容 (BP 社が井戸の工期を急ぎ、坑井設計に不備があった、など) がその根拠であると主張した。

抜粋 1 の第三の質問では、BP 社の不備を実際にはアナダルコ社と MOEX 社が把握していたのではないかとハケット氏と石井氏に問うている。また、これはハケット氏の回答への他者修復として機能している。

抜粋 1 説明責任を付与するカテゴリーの構築

1 CP: a: a question again >if i could< for you and also for
2 mister ishii please? (0.6) hmmm (.) i understand >let me
3 just ask you.< .hhhh ah: the th- th- the j^{oint} operating
4 agreement between your companies and (0.5)
5 bee pee ((BP)) spells out (.) the >i believe< certain
6 data, certain information about the well's operation
7 that (0.6) anadarko and moex >were to be< given. (0.2)
8 uhm (0.2) access to on a (.) regular basis. >in fact<
9 some information was deliver- >provided< i'm TOLD, .hh
10 on a realtime basis. (1.0) ah in addition this
11 information that your company's received or >should
12 have< received, .hhh you also <had to> approve i believe,
13 certain >expenditures< (0.4) for work (0.2) on the well.
14 ⇒(0.7) it'd seem ↓if BP >had been< doing something wrong,
15 ⇒you would have known about it. (.) °and° (0.3) i was
16 just asking, am i correct in (0.2) that assumption.
17 (1.8)

カーパー議員は 1-3 行目で “you” としてハケット氏と、石井氏を指名し質問を開始する。3 行目以降には両社と BP 社の共同運営合意 (“the j^{oint} operating agreement”) に言及し、両者が定期的に (“on a (.) regular basis”) 坑井の操業状況についての情報を受け取っていたことを指摘している (6-8 行目)。この時点での報告の受け取り頻度は「定期的」と描写されることで、詳細な情報の取得について現場 (BP) との乖離が少なからず示唆されているが、9-10 行目では「リアルタイムで」 (“on a realtime basis.”) と上方修正されており、一定の情報 (“some information”) へのアクセ

スは現場とより近い頻度で可能であったと指摘されている。これまでの証言で、ハケット氏と石井氏はBP社を「責任を負う」カテゴリーとして描写し、共同出資者2社を「責任が弱い」カテゴリーに帰属させていた。対して、カーパー氏が両社が情報を受け取る頻度を上方修正したことで、情報への主要なアクセス権があるBP社と共同出資者2社を極めて近いカテゴリーに帰属させている。また、12行目からは2社が操業に関する支出を承認する立場にあったことを指摘し、「責任を負う」カテゴリー化をさらに進めている。

このようなカテゴリー化を質問の前置きに配置することで、14-15行目の質問が可能となる。カーパー議員は上方修正したアナダルコ社とMOEX社の情報へのアクセス権を前提とし、「もしBP社がおかしな行動をしていたならば、気付けただろう」(“↓if BP >had been< doing something wrong, you would have known about it.”)と指摘する。これは2社の質問への説明責任を明示するとともに、事故を未然に防ぐことのできた可能性を暗示する敵意的質問であると位置づけられる。

この質問の直後、ハケット氏が回答を行う。

抜粋2 通常業務への高認識的ステータスに基づく否定的回答

18 HK: would you like me to answer [sir?

19 CP: [please.

20 (0.3)

21 HK: um (.) the: uhm the standard industry practices that
22 you do get a <budget> (.) description of <ay model,>
23 >or< t|emplate <well design>. (0.6) uhm >that is then<
24 (.) altered (0.2) >depending on< what- (.) the drilling
25 (0.4) uhm (0.5) results are. .hhh you also get realtime
26 data on the geological prognosis. (0.2) so that (.) >once
27 you have tee dee ((TD, target depth)) a well, which< occurred,
28 uhm on the ninth of april. (0.3) in this case. (0.6)
29 yo:u, then have logging runs. which (.) occurred (.) i think
30 (.) up to the middle of april or around the thirteenth.
31 (0.4) at that point, the realtime data is not- (0.8)
32 >uhm< we don't >go to the< realtime data=>because< the
33 geological prognosis is done, (0.2) >and it< should be
34 a fairly routine process at that point then >to finish<
35 the well. (0.6) what you then get, up unti:l (.) uhm
36 (0.3) they no longer >give you< reports as a daily
37 drilling report, >which is< GENERally VERY (0.4)
38 <broad,> (.) very high level, (0.3) about <aactual
39 eevents,> >as opposed to< the procedures used or
40 <designs> that were used. (0.6) uhm (0.5) the last one
41 >of those we receeived was< on the morning of the
42 twentieth for the activities on the nineteenth.

21行目でハケット氏は「業界での通常の業務」(“the standard industry practices”)についての説明を開始する。ここでは“the standard practices”ではなく“industry”が追加されることで、自分

を「業界へ精通する存在」として位置付けるのに対し、カーパー議員を「精通していない存在」とカテゴリー化している。これにより、カーパー議員の質問の正当性を下げるとともに自らの回答の正当性を上げる行為を行っている。22 行目からハケット氏は BP 社から報告を受け取ったことは認めるものの、その内容は予算 (“a <budget> description”) や基本設計 (“template <well design>.”; 23 行目) であり、またアクセス可能なリアルタイムデータは地質情報 (“the geological prognosis.”; 26 行目) のみであったと回答している。よって、カーパー議員がアナダルコ社と MOEX 社は井戸の操業 (“the well’s operation”; 6 行目) について認識ステータスを高く持つと扱ったのに対し、ハケット氏の回答は通常業務の範囲を規定し、その限定的な範囲内でアナダルコ社を認識ステータスの高い存在として位置付けている。

さらにハケット氏は業務を「通常的なもの」として描写し続ける。これは、目標深度までの掘削 (“tee dee”; 27 行目) と検層 (“logging runs”; 29 行目) の後にはルーティーン的な仕上げの工程 (“a fairly routine process at that point then to finish the well”; 34–35 行目) のみが残ると説明していることから明らかであり、その段階以降はリアルタイムデータへアクセスしない (“we don’t go to the < realtime data>”; 32 行目) ことが説明可能な行為となっている。さらに、BP 社から受け取る報告は大まかな出来事の報告 (“VERY (0.4) <broad> (.) very high level.”; 38 行目) だけであり、手続や井戸の設計 (“the procedures used or <designs>”; 39–40 行目) に関わる情報はこの時点で受け取る報告の範囲外であると位置付けている。よって、ハケット氏は自らが通常業務の範囲内において高い認識的ステータスを持つことを示しながら、カーパー議員の描写 (“if BP >had been < doing something wrong, you would have known about it.”; 14–15 行目) を「通常外の事象」と対照的にカテゴリー化していることが分かる。これにより、「通常外の事象」でアナダルコ社が認識的ステータスを高く保持する義務や習慣を下方修正し、否定的応答を形成することが可能になっている。

この回答の産出を通して、ハケット氏はアナダルコ社を「通常業務」に精通しその範囲で責任を全うしながら、同時に「通常外の事象」と区別することができる認識ステータスの高い存在として位置付けている。次の抜粋 3 ではこのカテゴリー化を続ける MOEX 社の石井氏の回答と比較する。

抜粋 3 計画段階と事故原因への低認識ステータスにもとづく否定的回答

43 CP: °alright° (0.2) mister ishii?
44 (0.7)
45 IN: ((咳払い)) (0.2) mister chairman .hhh
46 あ:我々はビーピー((BP))から:, え:: (0.5) デイリーレポート(.)を
47 約一日遅れ(.)で え受領しております. .hhh え:それから:そのほかにも,
48 お: 技術的な あ:詳細な (.) 一部のデータを, リアルタイムで, (.)
49 え: >アクセスできる権利.< をお:与えられておりました.(.)
50 .hhh え: (0.3)で私どもが-お:(.) のポジションとして申し上げ
51 たいのは, (0.2)え: 我々はもちろん (0.3) >我々に<(.)え:
52 課されたリーガル >オブリゲーション< というものは (.)
53 当然のことながらしっかりと責務を果たすと. (.)いうポジションで
54 ございます. .hhh ただ (0.2) 我々が(0.5)この井戸に参画を
55 した:時点では既に (0.5)掘削が開始されておりました.(0.6)

56 すなわち既にえ:政府の(0.2)お:(.)ご-承認も受けた掘削計画に
57 基づいて,(0.3)え:掘削が開始されて:いたわけでございまして
58 (0.5)我々としましては(0.4)え:(0.5) ビーピーが、オペレーター
59 として(0.2)え:しっかりと(.)お:操業すると(.)いう前提に基づいて,
60 我々は(0.3)参画した(0.5)わけでございます.(0.7)従いまして
61 (0.4)まず(0.3)我々としても(0.3)これは(0.4)え:: (0.6)大変な
62 被害を遭われた(.)被害に遭われた(0.4)え:ガルフコーストの方々
63 と同じ(.)え:米国民と同じ思いでございまして(0.5)まずはなぜ
64 この事故が起きたのか°と°(0.3)いう点をしっかりと解明できない
65 以上(0.6)その先の(.)お:(.)議論は(.)時期尚早だろうと.(0.4)
66 というのが、我々のポジション(.)でございます。

石井氏の回答は抜粋2と同様、BP社からの日次報告についての描写から開始される。一日遅れのデイリーレポート(46-47行目)に加え、「技術的な あ:詳細な(.)一部のデータを、リアルタイムで、」(48行目)閲覧する権限が付与されていたことを示している。ここで石井氏は、MOEX社が知りえた情報は「技術的」であり「詳細」でありながら、作業の全体ではなく「一部」であると描写し、「MOEX社が何をどこまで知りえたか」を慎重に描写している。続く51行目から、石井氏はMOEX社(「我々」)が司法上の責任(「リーガル>オブリゲーション<」、52行目)を果たすことを認めている。しかし54行目から、石井氏はBP社を掘削計画に対して「責任を負う」カテゴリに帰属させ、MOEX社の責任を下方修正している。まず、これはBP社の企画した掘削計画であること(56-57行目)、政府がその承認をしたこと(56行目)、BP社の「オペレーター」としてのカテゴリに言及することで可能となる。さらにこれは相反するカテゴリとして「掘削計画に関与せず」、「ノンオペレーター」であるMOEX社の立場を仄めかすため、MOEX社には対照的に「責任が弱い」カテゴリが帰属させられ、カーパー議員の質問が実践するカテゴリ化を否定するに至っている。

61行目以降、石井氏はこの「責任が弱い」カテゴリにもとづき、事故の原因を解明することを訴えている(63-65行目)。ここではBP社の計画への関与度合いが強く描写されているため、BP社がその原因を知り調査する行為を正当化させている。関与度合いが低く描写されるMOEX社はこれによって「自らの行為によって事故に関与したわけではない」という被害者と同カテゴリに位置することになり、同時に事故原因に関する低認識ステータスの提示が説明可能な行為となっている。

つまり、ハケット氏も石井氏両者は相反する認識ステータスに基づいて自社を「責任の弱い」カテゴリへと当てはめ、カーパー議員による責任を巡ったカテゴリ化を否定していると言える。ハケット氏が抜粋2でアナダルコ社を「通常業務」に関する高い認識ステータスを持つ存在として位置づけたのに対し、石井氏は「計画段階」と「事故原因」に対してMOEX社の低い認識ステータスを提示した。

石井氏の抜粋3の回答は通訳をとおして英語で答弁され、同様のカテゴリと低認識ステータスが提示されていた(71-96行目)。抜粋4はカーパー議員の第三の応答と修復的質問である。

抜粋4 カテゴリの再生産と応答の追求

97 (1.5)

98 CP: °all right.° .hhh mister- mister ishii (.) uhm in a- (.)
 99 america >we like to play< baseball. (0.4) as it turns
 100 out in y↑our country, (0.4) uhm >your people like to
 101 play< baseball, uhm too. .hhh some of your best (.) pa-
 102 players actually end up playing here in this country=as-
 103 as- as you know. (0.4) we have a term in the: in the
 104 baseball, .hh uhm (.) that we use, (0.3) outside of
 105 baseball.=>it's called< a: pitch >that is< well
 106 telegraphed. (0.6) °↓and° the idea >we have-< behind the
 107 concept (is) a pitch well telegraphed is you (0.2) kinda
 108 know what to (0.2) pitch >fastball, curveball,< (0.2)
 109 >split figure< (0.6) change-up,=>>you know what the
 110 pitchers are going to pitch.<< (0.7) because (here)
 111 (0.4) it's telegraphed that. (.) in- (0.2) in the past.
 112 (0.2) .hh uhm (0.4) i want to kind of d-drill down that
 113 if i can, (1.0) on the communications between the bee
 114 pee, (0.5) a:nd uhm with uhm anadarko: and- (0.6) and
 115 with moex. (0.4) in the days leading up to uh to april
 116 twentieth. (0.6) °and uhm::° were you uhm taken uhm (0.6)
 117 by surprise? (0.5) o:n >april twentieth< when the- uh
 118 the >accident occurred?< (0.8) uh::m w-was this a pitch
 119 well telegraphed? (0.3) had you been receiving updates
 120 from (0.2) the primary operator of the: uhm the well, .hh
 121 that there were problems. (0.9) we've received uhm (.)
 122 as you may know, (0.5) uhm >communications between<
 123 (0.3) hm bee pee (0.4) and i believe in this case a-
 124 anadarko. that uh:m, (0.3) indicate the: (0.4) (I'm
 125 quoting one) on the: april ninth that we're .hhh >we're<
 126 aggressively fighting losses as the: drilling has- .hh
 127 has gone forward >and another i'll try to< post well-
 128 spaced shortly. (.) we're trouble shooting some em dee
 129 tee ((MDT)) (.) issues this morning.=having a difficult
 130 time .hhh having a difficult time getting good seal
 131 around the well(bore) wall. (0.7) <a:nd that it looks
 132 like uhm> (0.5) uhm el cee em ((LCM)). >what is el cee
 133 em.< >you know< what is el cee em.
 134 (0.5)
 135 HK: senator lost circulation of material.
 136 CP: >maybe the culprit.<

一度ハケット氏と石井氏の回答に最小限の理解を示したあと (“°all right.°”; 98 行目)、カーパー議員は石井氏を指名し (“mister- mister ishii”; 98 行目) 質問を重ねる。そして米国と日本がともに野球好きであるという共通項目を並べ (98-101 行目)、103 行目からは “pitch well telegraphed” という英語の慣用句 (来る球、転じて次に起こる行為が読めている状態) の説明に移る。カーパー

議員はこれを BP 社とアナダルコ社・MOEX 社間のコミュニケーションに置き換え、「4 月 20 日に事故が起きたとき本当に驚いたのか」(“were you uhm taken uhm (0.6) by surprise? (0.5) o:n >april twentieth< when the- uh the >accident occurred?”; 116–118 行目) と問うている。続けて慣用句にもとづき「事故の発生は見えていたのではないか」(“w-was this a pitch well telegraphed?”; 118–119 行目) と質問を重ね、「もし主操業者から問題が発生していると情報のアップデートを受けていたのであれば」(“had you been receiving updates from (0.2) the primary operator of the: uhm the well that there were problems.”) と追加している。

この質問を裏付けるように、カーパー議員は手元に視線を落とし、BP 社とアナダルコ社のやり取り記録を受け取ったことを示す (“we’ve received... >communications between< bee pee...and... anadarko.”; 121–124 行目)。続けて 4 月 9 日の記録を引用すると明示しながら (124–125 行目)、4 月 9 日の「流体損失の対応に苦戦」(“>we’re< aggressively fighting losses”; 125–126 行目) しており、「油層圧力の測定 (MDT) に問題が出ている」(“we’re trouble shooting some em dee tee issues”; 128–129 行目) ことと「坑井壁周囲で十分な封止状態が作れない」(“having a difficult time getting good seal around the well(bore) wall.”; 130–131 行目) 旨が記されていることを指摘している。つまり、抜粋 1 の 14–15 行と抜粋 4 の 118–119 行目に配置された議員の質問は、事故の部外者として完全に推測されたものではなく、一定の認識的スタンスを保ちながら問うていたことを遡及的に示すとともに、抜粋 1 の質問への両者の回答を不十分であると位置づけ、抜粋 1 と同様に、事故発生を未然に防げたという意味構造を仄めかし、肯定的応答を追求する質問である。

では、この質問の前置きとして導入された “pitch well telegraphed” という比喩表現と、その導入までに用いられた日米が野球好きという描写はどのような行為をなしているのか。単に「事故は予測できたのではないか」と済ませられたであろう質問がこのように定式化されることで、どのような相互行為的機能を果たしているのか。

まず、この比喩は 98 行目で石井氏に向けられている。石井氏の抜粋 3 での否定的回答は「MOEX 社」と「被害者であるアメリカ国民」を同様カテゴリーに当てはめ、事故の原因に対する低認識ステータスを説明可能にしていた。このカテゴリー構造はカーパー議員の比喩的前置きにおいて再利用され、「米国民」(“we”; 99 行目) と「日本国民」(“your people”; 100 行目) を同様の「野球好き」というカテゴリーに帰属させ、MOEX 社代表としての石井氏と米国民の同カテゴリー化が仄めかされる。しかし、カーパー氏は比喩表現をとおして、石井氏を “pitch” (次の動き、事故) が読み取れた認識的ステータスの高い存在として扱っている。このカテゴリー化の再生産によって、カーパー議員は石井氏が MOEX 社に帰属させた「事故の原因を知らない」カテゴリーを否定し、「知っていたはずの存在」として位置づけることで、質問への説明責任を追究していると言える。

この抜粋では 133–136 行目で掘削泥水が地層への漏れを防ぐための材料である LCM (“lost circulation of material”; 135) についてカーパー議員が問い、ハケット氏の回答を受けて「(それが)原因かもしれない」と述べている。その後カーパー議員は、事故に至るまでに BP 社と 2 社の間にどのようなやり取りがあったのかを質問する。ハケット氏は圧力の問題はこの井戸に限った話ではないこと、石井氏は BP 社から事故の 1 週間前に掘削の取りやめを希望する連絡を受けたことを述べ、その決定に MOEX 社は関与する立場にないと述べた。この回答が通訳された後、カーパー議員の持ち時間は終了した。

5. おわりに

本研究で取り扱った抜粋 2 と 3 の否定的回答は、異なるカテゴリー的实践を用いて認識的下方修正を行うことで成り立っていた。ハケット氏は「通常業務」への認識を上方修正して提示する一方で対立するカテゴリーとして「通常外の事象」を暗示し、その範囲でのアナダルコ社の認識的ステータスと責任の弱さを主張していた。つまり、ハケット氏による認識的ステータスと責任の弱さの提示は明示的に言及されるわけではなく、相反するカテゴリーについての描写のみによって仄めかされるものであった。対して石井氏による否定的回答は、オペレーターである BP 社を「責任を負う」カテゴリーに帰属させ、MOEX 社にはノンオペレーターとして「責任が弱い」カテゴリーが対照的に当てはめられていた。

カテゴリー的対照関係を使用するという点では両者は類似した手続きを用いていると言える。ハケット氏が「通常業務」への高認識的ステータスと責任を暗示した一方、石井氏は MOEX 社と被害者としての米国民を同カテゴリー化し、事故への低認識スタンスと責任の弱さを主張した。しかし、抜粋 4 ではカーパー議員はカテゴリーの再生産をとおして石井氏の低認識スタンスと責任の弱さを否定している。

第二言語教育に向けた認識的下方修正に関わる手続きとして、以下のパターンが記述できる。特定のカテゴリーの認識的ステータスと責任の重さについて記述することで、話し手は対照的カテゴリーとして自らを暗示し、相反する低認識と責任の弱さを主張することができる。しかし、話し手の期待に沿わないカテゴリー化によって、低認識スタンスと責任の弱さは否定され得る。

ここで示されたように、いわゆる婉曲的な認識的下方修正の手続きは明示的に記述されることによって、その仕組みと役割を上級の第二言語学習者に示すことが可能となる。今後は、特定の第二言語が示す「意味」を、発話行為のための「役割」として捉え直すことで、学習者にとっての第二言語使用の幅を広げる研究を進める必要がある。

参考文献リスト

- Bardovi-Harlig, K. (2012). Formulas, routines, and conventional expressions in pragmatics research. *Annual Review of Applied Linguistics*, 32, 206–227.
- Beach, W. A., & Metzger, T. (1997). Claiming insufficient knowledge. *Human Communication Research*, 23(4), 562–588.
- Drew, P. (1992). Contested evidence in courtroom cross-examination: the case of a trial for rape. In P. Drew & J. Heritage (Eds.), *Talk at work: Interaction in institutional settings* (pp. 470–520). Cambridge University Press.
- Heritage, J. (2012). Epistemics in action: Action formation and territories of knowledge. *Research on Language and Social Interaction*, 45(1), 1–29.
- Hester, S., & Eglin, P. (1997). Membership categorization analysis: An introduction. In S. Hester & P. Eglin (Eds.), *Culture in action: Studies in membership categorization analysis* (pp. 1–24). University Press of America.
- Sacks, H. (1972). On the analyzability of stories by children. In J. Gumperz & D. Hymes (Eds.), *Directions in sociolinguistics: The ethnography of communication* (pp. 325–345). Pinehart & Winston.

Stivers, T., Mondada, L., & Steensig, J. (2011). Knowledge, morality and affiliation in social interaction. In T. Stivers, L. Mondada, & J. Steensig (Eds.), *The morality of knowledge in conversation* (pp. 3–24). Cambridge University Press.

執筆者紹介（掲載順）

岡田 悠佑 (OKADA, Yusuke)

人文学研究科言語文化学専攻 第二言語教育学講座

古川 敏明 (FURUKAWA, Toshiaki)

早稲田大学社会科学総合学術院

平本美恵 (HIRAMOTO, Mie)

シンガポール国立大学英語英米文学科

福島 玲枝 (FUKUSHIMA, Akie)

言語文化研究科言語文化専攻 博士後期課程

菊池 春花 (KIKUCHI, Haruka)

名古屋工業大学大学院工学研究科

(2026 年 4 月現在)

言語文化共同研究プロジェクト 2025

応用会話分析研究 2025

—制度的会話としての米議会公聴会—

2026 年 5 月 31 日 発行

編集発行者

大阪大学大学院人文学研究科言語文化学専攻